

令和8年度

知事が行う政策等の評価に関する実施計画

令和8年4月

政策企画部総合政策課

令和8年度

知事が行う政策等の評価に関する実施計画

この「令和8年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）は、「秋田県政策等の評価に関する条例」（平成14年秋田県条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和8年度に知事部局において実施する政策、施策及び事業（以下「政策等」という。）の評価の具体的な進め方について定めたものである。

目 次

第一 政策等の評価の実施に関する考え方	1
第二 政策評価の実施について	2
第三 施策評価の実施について	4
第四 事業評価の実施について	6
一 事業評価の対象及び種類	6
二 目的設定	6
三 中間評価	8
四 事後評価	11
第五 公共事業箇所評価の実施について	14
一 公共事業箇所評価の対象及び種類	14
二 公共事業新規箇所評価	14
三 公共事業継続箇所評価	16
四 公共事業終了箇所評価	17
第六 研究課題評価の実施について	20
一 研究課題評価の対象及び種類等	20
二 研究課題目的設定	21
三 研究課題中間評価	25
四 研究課題事後評価	28
第七 経営評価（中間評価）の実施について	31
第八 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について	33
第九 政策等の評価結果等の公表について	33
第十 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について	34
知事が行う政策等の評価に関する調書	35
 (参考資料)	
1 評価の体系及び実施主体・対象等一覧	62
(1) 知事が行う政策等の評価の体系	63
(2) 政策等の評価の実施主体・対象等一覧	65
2 政策評価等の年間スケジュール及び作業手順	68
(1) 政策評価等の年間スケジュール	69
(2) 作業手順（フロー図）	70
3 政策・施策評価の幹事部局及び評価コード一覧	74
4 評価に関する根拠条例等	78
(1) 秋田県政策等の評価に関する条例	79
(2) 秋田県政策等の評価に関する基本方針	83

【別冊】 公共事業箇所評価基準（令和8年度）

第一 政策等の評価の実施に関する考え方

1 政策等の評価の位置づけ

- ・ 社会経済情勢が激しく変化する中で、住民が行政に求めるサービスは多様化しており、施策・事業を適切に選択し、厳しい財政状況を踏まえた一層効果的で効率的な行政を展開していく必要がある。
- ・ 地方分権の進展に伴い、地方公共団体においては、自己決定、自己責任に基づく政策の推進が求められ、また、特色ある豊かな地域を築いていくためには、NPO等民間団体や地域住民とのパートナーシップの下、地域の事情に即した施策・事業を展開していくことが必要となっている。このため、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、住民の積極的な参画による行政を進めていく上で、行政による説明責任の徹底を図っていくことが必要である。
- ・ こうしたことから、「成果を重視した効率的な県政の推進」や「県民への説明責任の徹底」を目的とする政策等評価の果たす役割は重要である。「企画・立案 (plan) - 実施 (do) - 評価 (check) - 改善 (action)」の一連のマネジメントサイクルの中で政策等の評価を適切に実施し、その結果を次の政策形成や事業の改善に反映させることで、県政の着実な推進を図る。

2 重点的に取り組む事項

(1) 適切な評価の実施と有効活用

- ・ 政策等の評価に当たっては、社会経済情勢、県民ニーズの推移を的確に把握し、適切かつ厳格な実施に努める。併せて、評価を通じて得られた推進上の課題などを政策等の企画立案や見直し、予算編成に積極的に反映・活用させるものとする。
- ・ 経営評価に当たっては、産業労働部及び建設部が策定する各々の経営計画、経営戦略に基づいて評価を行い、事業内容の見直し等に反映させるほか、予算編成方針などに活用する。

(2) 評価制度の改善

- ・ より客観的で分かりやすい評価とするため、評価の観点や基準の見直しを図るなど、評価手法の不断の改善に努める。

(3) 評価に関する情報提供の充実

- ・ 政策等の評価は、県民に対し、県の取組の状況を説明する重要な機会であることから、県民に関心を持ってもらえるような広報に努める。

(4) 職員研修の充実

- ・ 職員の政策等の評価に対する意識や評価スキルの向上のため、必要に応じて職員研修を実施する。

第二 政策評価の実施について

1 目的

政策評価は、政策の推進途上において、政策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、政策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

政策評価は、「新秋田元気創造プラン」の六つの戦略を対象として実施する。

3 実施主体

政策評価は、政策企画部長が実施する。

4 評価の方法

原則として、定量的評価（各施策の評価結果）により総合評価を決定する。ただし、定性的評価（政策を取り巻く社会経済状況等）を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。

評語の決定方法については、別表1のとおりとする。

5 実施の時期

政策企画部長は、7月末日までに政策評価を実施する。

6 評価調書

(1) 評価調書の様式

評価調書は、別紙様式1「政策評価調書」とする。

(2) 評価の確定

政策評価委員会に諮問した場合には、政策評価委員会の意見を付して、政策評価調書を確定する。

7 評価結果の活用

政策企画部長及び評価対象政策を所管する部長は、政策評価結果を総合計画に基づく政策の効果的な推進に活用するものとする。

(別表 1) 政策評価における評語の決定方法

(1) 定量的評価

戦略毎に、施策の評価結果の平均点から判定する。

評価結果	判定基準
A相当	平均点が4点
B相当	平均点が3点以上4点未満
C相当	平均点が2点以上3点未満
D相当	平均点が1点以上2点未満
E相当	平均点が1点未満

施策評価結果の配点 a : 4点、b : 3点、c : 2点、d : 1点、e : 0点

(2) 定性的評価

必要に応じて、政策を取り巻く社会経済状況等から判定する。

(3) 総合評価

評価結果	判定方法
A	原則として、定量的評価により総合評価を決定する。ただし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。
B	
C	
D	
E	

第三 施策評価の実施について

1 目的

施策評価は、施策（目指す姿）の推進途上において、施策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、施策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

施策評価は、「新秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる 29 の施策と基本政策に掲げる 7 の施策から成る政策・施策体系上に掲げる 36 の施策のうち、教育委員会が所管する次の各号に掲げる施策を除く 31 の施策を対象として実施する。

- 一 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成
- 二 確かな学力の育成
- 三 グローバル社会で活躍できる人材の育成
- 四 豊かな心と健やかな体の育成
- 五 生涯にわたり学び続けられる環境の構築

3 実施主体

施策評価は、評価対象施策を所管する部長（以下「施策幹事部長」という。）が実施する。ただし、政策企画部長は、評価結果を確認した上で、必要に応じて、施策幹事部長と評価結果の修正について協議することができる。

4 評価の方法

原則として、定量的評価（成果指標の達成状況）により総合評価を決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因（経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等）がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。

評語の決定方法については、別表 2 のとおりとする。

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、施策の推進上の課題に関する県民意識を把握し、施策評価に反映させるものとする。

6 実施の時期

施策幹事部長は、総合政策課長が別に通知する日までに施策評価を実施する。

7 評価調書

(1) 評価調書の様式

施策評価に用いる評価調書は、別紙様式 2 「施策評価調書」とする。

(2) 評価の確定

政策評価委員会に諮問した場合には、政策評価委員会の意見を付して、施策評価調書を確定する。

8 評価結果の活用

政策企画部長及び施策幹事部長は、施策評価結果を総合計画に基づく施策の効果的な推進に活用するものとする。

(別表2) 施策評価における評語の決定方法

(1) 定量的評価

施策の成果指標の達成状況から定量的に判定する。

【成果指標の達成率の判定基準】

配点	判定基準
4点	達成率が100%以上
3点	達成率が90%以上100%未満
2点	達成率が80%以上90%未満
1点	達成率が70%以上80%未満
0点	達成率が70%未満
n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評価結果	判定基準
a相当	判定結果の平均点が3.6点以上
b相当	判定結果の平均点が3.2点以上3.6点未満
c相当	判定結果の平均点が2.8点以上3.2点未満
d相当	判定結果の平均点が2.4点以上2.8点未満
e相当	判定結果の平均点が2.4点未満

なお、判定結果の平均点は実績値が未判明となった成果指標を除いて算出する。

(2) 定性的評価

考慮すべき場合には、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から判定する。

(3) 総合評価

評価結果	判定方法
a	原則として、定量的評価（成果指標の達成状況）により総合評価を決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因（経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等）がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。
b	
c	
d	
e	

第四 事業評価の実施について

一 事業評価の対象及び種類

1 事業評価の対象

事業評価は、政策及び施策を推進するために実施する予算事業（以下「政策経費事業」という。）を対象として実施する。

2 事業評価の種類

事業評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 目的設定
- 二 中間評価
- 三 事後評価

二 目的設定

1 目的設定の目的

事業の企画立案や実施に当たり、課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態（指標及び目標値）を明らかにするため、目的設定を実施する。

2 目的設定の対象

目的設定は、令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算に新たに予算要求する新規事業であって、政策経費事業を対象とし、予算見積書を単位として実施する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業
- 二 県有施設の維持修繕事業（老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要のある事業）及び解体撤去のみの事業並びに機器更新事業
- 三 受託事業や交付金事業で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で、県の政策関与が生じない事業（例えば、委託調査事業、国保関係事業など）
- 四 知事部局内部の組織機構等の管理運営に関する事務で、総事業費が1億円未満の事業（例えば、システム構築事業、総務事務センター事業など）
- 五 計画策定事業及び調査・統計事業
- 六 公共事業箇所評価の対象事業
- 七 研究課題評価の対象事業
- 八 基金積立事業などの他会計繰出金
- 九 公債費（地方債の定期償還に係るものに限る。）
- 十 地域重点施策推進事業

3 目的設定の実施主体

目的設定は、評価対象新規事業を所管する課長（以下「新規事業所管課長」という。）が実施する。

4 事業の実施に当たっての考察

(1) 必要性の考察

目的設定において、事業内容が、真に課題を解決するものかといった観点から事業実施の必要性を考察する。

(2) 有効性の考察

目的設定において、事業内容が、目的及び指標を達成するために最も適切な手段であるかを考察する。

5 事業の効果の把握

(1) 効果の把握の方法

目的設定においては、事業の効果測定のための指標及び年度毎の目標値を設定し、その妥当性について自ら点検する。

(2) 指標の設定等に関する事項

事業の効果測定のための指標は、事業の目的を的確に捉えたものとし、事業の成果を定量的に表す成果指標とすることを基本とする。ただし、成果指標の設定が困難な場合には、実施した取組量を表す業績指標を設定する。

なお、目標値は、すう勢等を踏まえ、一層努力することで到達できるものとする。

また、基盤・施設整備事業については、当該施設等の効果が発揮される整備後の目標値を設定する。

(3) 効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や用いるデータ等の出典、時期について調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の企画立案に当たっては、アンケート調査や各種委員会・審議会等における意見聴取、事業対象者へのヒアリング等により住民ニーズを把握し、目的設定に反映させるものとする。

7 目的設定の実施の時期

新規事業所管課長は、総合政策課長が別に通知する日までに目的設定を実施する。

8 目的設定表

(1) 目的設定の様式

目的設定に用いる評価調書は、別紙様式3「事業評価調書」とする。

(2) 目的設定の点検

各部局の主管課長は、新規事業所管課長が実施した目的設定の内容を点検し、必要に応じて助言を行う。

(3) 目的設定の修正

目的設定の内容は、予算査定状況に応じ修正する。

(4) 指標及び年度毎の目標値の審査点検

総合政策課長は、指標及び年度毎の目標値の妥当性について審査点検を実施する。

この場合において、総合政策課長は、必要に応じ、ヒアリングを実施することができる。

9 目的設定の活用

新規事業所管課長は、目的設定の内容を予算要求における説明資料や事業実施のための資料として活用し、各部長、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

三 中間評価

1 中間評価の目的

中間評価は、継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ効率的な事業推進のための課題と推進方向を示すことを目的として実施する。

2 中間評価の対象

中間評価は、令和8年度の当初予算に計上されている継続事業であって、目的設定をしている政策予算に係る事業を対象とし、予算見積書を単位として実施する。ただし、目的設定の対象外事業及び次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

一 前年度の年間事業費（決算額）が300万円未満のもの

二 その他

ア 基盤・施設整備事業（当該事業に係る調査・設計を含む。）

イ 決定済みの補助金交付事業（利子補給金等）

3 中間評価の実施主体

中間評価は、評価対象継続事業を所管する課長（以下「継続事業所管課長」という。）が実施する。ただし、総合政策課長は、評価結果を確認した上で、必要に応じて、継続事業所管課長と事業の改善等について協議することができる。

4 中間評価の観点及び評価項目

中間評価は、必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

一 「必要性の観点からの評価」は、現状の課題に照らした妥当性から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。

二 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。

三 「効率性の観点からの評価」は、限られた予算で効果を発揮するための取組状況から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。

四 「総合評価」は、前3号の評価結果を踏まえ、別表3（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

(1) 効果の把握方法

中間評価においては、目的設定時に掲げた指標の目標の達成状況により、当該事業の効果・業績を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあつては、事業対象者の満足度を把握することなどにより、その効果を把握する。

(2) 効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や用いたデータ等の出典、時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の推進途上においては、アンケート調査や各種委員会・審議会等における意見聴取、事業対象者へのヒアリング等により住民ニーズを継続的に把握し、必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 中間評価の実施の時期

継続事業所管課長は、総合政策課長が別に通知する日までに中間評価を実施する。

8 評価調書

(1) 評価調書の様式

中間評価に用いる評価調書は、別紙様式3「事業評価調書」とする。

(2) 評価調書の点検等

各部局の主管課長は、継続事業所管課長が作成した評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 中間評価結果の反映

継続事業所管課長は、評価結果を基に事業内容や事業の優先順位等を精査し、予算要求に反映させる。

10 中間評価結果の活用

継続事業所管課長は、中間評価結果を予算要求における説明資料として活用し、各部長、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用する。

(別表3) 中間評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	
ア必要性	一現状の課題に照らした妥当性	a	必要性が高い(事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題に適切に対応している)
		b	一定の必要性がある(事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題にある程度(一部)対応している)
		c	必要性が低い(事業の目的が現状の課題に対応していない)
イ有効性	一事業目標の達成状況	a	有効性が高い(目標値に対する達成率が全て100%以上)
		b	一定の有効性がある(a、c以外の場合)
		c	有効性が低い(目標値に対する達成率の平均が80%未満)
ウ効率性	一限られた予算で効果を発揮するための取組状況	a	効率性が高い(客観的に見て高い効果がある)
		b	一定の効率性がある(客観的な効果を示すことは難しいものの、効率性の向上に努めている)
		c	効率性が低い(事業の見直しが難しい)

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A	全ての観点が「a」判定の場合
B	評価結果が「A」、「C」判定以外の場合
C	全ての観点が「c」判定の場合

四 事後評価

1 事後評価の目的

事後評価は、事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、類似事業の企画立案に活用することを目的として実施する。また、施設整備事業については、施設等の効果的・効率的な利活用に有用な情報を得るために実施する。

2 事後評価の対象

事後評価は、目的設定をした事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として実施する。

一 大規模事業

総事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、令和2年度又は6年度に完了したもの

二 ソフト事業

最終年度決算額（見込みを含む。）が1千万円以上の事業で、令和7年度に完了したもの

3 事後評価の実施主体

事後評価は、評価対象終了事業を所管する課長（以下「終了事業所管課長」という。）が実施する。ただし、総合政策課長は、評価結果を確認した上で、必要に応じて、終了事業所管課長と評価の内容等について協議することができる。

4 事後評価の観点及び評価項目

事後評価は、有効性及び効率性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

一 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。

二 「効率性の観点からの評価」は、限られた予算で効果を発揮するための取組状況から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。

三 「総合評価」は、前2号の評価結果を踏まえ、別表4（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

（1）効果の把握の方法

事後評価においては、目的設定時に掲げた指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果・業績を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあつては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握する。

（2）効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や用いたデータ等の出典、時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の終了に当たっては、アンケート調査やヒアリング等により住民満足度を把握して有効性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 事後評価の実施の時期

終了事業所管課長は、総合政策課長が別に通知する日までに事後評価を実施する。

8 評価調書

(1) 評価調書の様式

事後評価に用いる評価調書は、別紙様式3「事業評価調書」とする。

(2) 評価調書の点検等

各部局の主管課長は、終了事業所管課長が作成した評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 事後評価結果の反映

終了事業所管課長は、評価結果を、当該事業により施設等を整備した場合には施設の管理・運営に、それ以外の場合においては将来の類似事業の企画立案に反映させるものとする。

10 事後評価結果の活用

終了事業所管課長は、事後評価結果を、当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料として活用するものとする。

(別表4) 事後評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	
ア有効性	一事業目標の達成状況	a	有効性が高い（目標値に対する達成率が全て 100%以上）
		b	一定の有効性がある（a、c以外の場合）
		c	有効性が低い（目標値に対する達成率の平均が 80%未満）
イ効率性	一限られた予算で効果を発揮するための取組状況	a	効率性が高い（客観的に見て高い効果がある）
		b	一定の効率性がある（客観的な効果を示すことは難しいものの、効率性の向上に努めている）
		c	効率性が低い（事業の見直しが難しい）

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A	全ての観点が「a」判定の場合
B	評価結果が「A」、「C」以外の場合
C	全ての観点が「c」判定の場合

第五 公共事業箇所評価の実施について

一 公共事業箇所評価の対象及び種類

1 公共事業箇所評価の対象

公共事業箇所評価は、県が実施する公共事業（財政課において作成する公共事業調書に整理される事業をいう。）のうち、農林水産部及び建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業を対象として実施する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所
- 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所

2 公共事業箇所評価の種類

公共事業箇所評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 新規箇所評価
- 二 継続箇所評価
- 三 終了箇所評価

二 公共事業新規箇所評価

1 新規箇所評価の目的

公共事業新規箇所評価は、県が新たに実施しようとする公共事業の必要性や効率性等の観点から箇所毎に行い、事業の着手等の判断を行うために有用な情報を得ることを目的とする。

2 新規箇所評価の対象

公共事業新規箇所評価は、県が新たに実施しようとする公共事業のうち、総事業費が2億円以上の事業箇所であって、令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算に予算計上しようとするものを対象として実施する。ただし、新規箇所評価を行い事業に着手した後、他の事業に移行しようとする事業箇所であつ、当初段階からの総事業費の増額が3割以内の事業箇所を除く。

3 新規箇所評価の実施主体

(1) 1次評価

1次評価は、新規箇所評価の対象事業箇所を所管する課長（以下「新規箇所所管課長」という。）が実施する。

(2) 最終評価

最終評価は、1次評価の結果等を踏まえ、知事、副知事、総務部長、政策企画部長、農林水産部長及び建設部長から成る新規箇所選定会議において実施する。

その際、財政課長の意見を参考として付す。

4 新規箇所評価の観点及び評価項目

新規箇所評価は、次の各号に掲げる観点から、【別冊】公共事業箇所評価基準（令和8年度）の別表5（1）～（40）に定める基準のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 必要性の観点
- 二 緊急性の観点
- 三 有効性の観点
- 四 効率性の観点
- 五 熟度の観点

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募等の委員から成る公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、県民意見を把握し、新規箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

6 新規箇所評価の実施の時期

（1）1次評価

新規箇所所管課長は、国に新規箇所の採択を要望する前又は令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算見積書の財政課長への提出期限までに1次評価を実施する。

（2）最終評価

政策企画部長は、1次評価の実施後、新規箇所選定会議を開催する。

7 評価調書

（1）評価調書の様式

新規箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式4「公共事業新規箇所評価調書」とする。

（2）評価調書の提出先と提出の時期

農林政策課長及び建設政策課長は、新規箇所所管課長が作成した公共事業新規箇所評価調書を点検し、これを取りまとめ、事業箇所を明示した図面、写真等を添えて総合政策課長に提出する。

（3）最終評価結果の通知

政策企画部長は、最終評価の評価結果を農林水産部長及び建設部長に通知する。

8 新規箇所評価結果の反映

新規箇所所管課長は、新規箇所評価結果を、事業内容の見直しや事業着手等の今後の対応方針及び予算要求に反映させるものとする。

9 新規箇所評価結果の活用

新規箇所所管課長は、新規箇所評価結果を予算要求における説明資料として活用し、農林水産部長、建設部長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。

三 公共事業継続箇所評価

1 継続箇所評価の目的

公共事業継続箇所評価は、県が継続して実施している公共事業の必要性や効率性等の観点から箇所毎に行い、翌年度の事業継続、中止等の判断を行うために有用な情報を得ることを目的とする。

2 継続箇所評価の対象

公共事業継続箇所評価は、新規箇所評価を受け、県が継続して実施している公共事業のうち、農林水産省、林野庁、水産庁及び国土交通省が所管する国庫補助事業並びに総事業費が5億円以上の県単独事業で、次の各号に該当する事業箇所を対象として実施する。

また、前回評価時からの増額が3割以上の事業箇所及び社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要性が生じた箇所は、事象が生じた年度に評価する。

さらに、各サイクルの中間年となる新規箇所評価後3年継続時(3年目)(水産庁所管海岸事業においては6年継続時(6年目))及び継続箇所評価後3年継続時(3年目)(林野庁所管事業及び水産庁所管海岸事業においては6年継続時(6年目))には、評価基準点の確認を行い、公共事業評価専門委員会へ報告することとし、そのうち、評価基準点が前回評価と比較し5点以上減点となった箇所や、前回との比較が困難な箇所は、調書を作成し審議の対象とする。

一 農林水産省所管事業

採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後6年継続(6年目)した事業箇所

二 林野庁所管事業

採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後11年継続(11年目)した事業箇所

三 水産庁所管事業

ア 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後6年継続(6年目)した事業箇所

イ 海岸事業で、採択後11年継続(11年目)した事業箇所

四 国土交通省所管事業

採択後5年継続(5年目)及び継続箇所評価後5年継続(5年目)した事業箇所

五 県単独事業

着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所

3 継続箇所評価の実施主体

継続箇所評価は、対象事業箇所を所管する課長(以下「継続箇所所管課長」という。)が実施する。

4 継続箇所評価の観点及び評価項目

継続箇所評価は、次の各号に掲げる観点から、【別冊】公共事業箇所評価基準(令和8年度)の別表6(1)～(35)に定める基準のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に実施する。

一 必要性の観点

二 緊急性の観点

三 有効性の観点

四 効率性の観点

五 熟度の観点

5 県民意見を採り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募等の委員から成る公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、県民意見を把握し、継続箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

6 継続箇所評価の実施の時期

継続箇所所管課長は、9月末日までに継続箇所評価を実施する。

7 評価調書

(1) 評価調書の様式

継続箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式5「公共事業継続箇所評価調書」とする。

各サイクルの中間年に行う点数確認様式は、別紙様式5-1「公共事業継続箇所評価点数確認一覧表」とする。

(2) 評価調書の提出先と提出の時期

農林政策課長及び建設政策課長は、継続箇所所管課長が作成した公共事業継続箇所評価調書及び公共事業継続箇所評価点数確認一覧表を点検し、これらを取りまとめ、総合政策課長に提出する。

8 継続箇所評価結果の反映

継続箇所所管課長は、継続箇所評価結果を基に翌年度の事業の継続・中止、事業内容の見直し等について判断し、予算要求に反映させるものとする。

9 継続箇所評価結果の活用

継続箇所所管課長は、継続箇所評価結果を予算要求における説明資料として活用し、農林水産部長、建設部長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。

10 国の再評価との関係

国で制度化している再評価は、農林水産省、林野庁、水産庁及び国土交通省が事業毎に定める算出方法、実施時期に基づき実施するものであり、本制度の活用について国との調整を行うものとする。

四 公共事業終了箇所評価

1 終了箇所評価の目的

公共事業終了箇所評価は、県が実施した公共事業の有効性等の観点から箇所毎に行い、適切な維持管理や利活用の検討及び同種事業の計画・調査等に反映するために有用な情報を得ることを目的とする。

2 終了箇所評価の対象

公共事業終了箇所評価は、新規箇所評価を受け、県が実施した公共事業のうち、総事業費が10億円以上の事業箇所、事業が終了した日から2年を経過した日の属する年度が令和8年度であるものを対象として実施する。

3 終了箇所評価の実施主体

終了箇所評価は、対象事業箇所を所管する課長（以下「終了箇所所管課長」という。）が実施する。

4 終了箇所評価の観点及び評価項目

終了箇所評価は、有効性及び効率性の観点のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 「有効性の観点からの評価」は、住民満足度等の状況及び事業目標の達成状況から、別表7（1）に定める基準に基づき実施する。
- 二 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性から、別表7（1）に定める基準に基づき実施する。
- 三 「総合評価」は、事業の推進状況、社会経済情勢の変化及び前2号の評価結果等を踏まえ、別表7（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 県民意見を探り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

学識経験者及び一般公募等の委員から成る公共事業評価専門委員会の意見を聴くことにより、県民意見を把握し、終了箇所評価の対応方針等に反映させるものとする。

6 終了箇所評価の実施の時期

終了箇所所管課長は、11月末日までに終了箇所評価を実施する。

7 評価調書

（1）評価調書の様式

終了箇所評価に用いる評価調書は、別紙様式6「公共事業終了箇所評価調書」とする。

（2）評価調書の提出先と提出の時期

農林政策課長及び建設政策課長は、終了箇所所管課長が作成した公共事業終了箇所評価調書を点検し、これを取りまとめ、総合政策課長に提出する。

8 終了箇所評価結果の反映

終了箇所所管課長は、終了箇所評価結果を、当該事業箇所の維持管理や同種事業の計画・調査に反映させるものとする。

9 終了箇所評価結果の活用

終了箇所所管課長は、終了箇所評価結果を同様の事業の企画立案や当該事業箇所の維持管理、利活用のあり方の検討資料として活用するものとする。

(別表7) 終了箇所評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	A：有効性は高い (4点) B：有効性はある (1～3点) C：有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度等が高くない	1		
		c 住民満足度等を把握していない	0		
	二 事業目標の達成状況	a 目標値に対する達成率が100%以上	2		
		b 目標値に対する達成率が80%以上100%未満	1		
		c 目標値に対する達成率が80%未満	0		
イ効率性	一 事業の 妥当性の 経済性	費用便益比	a B/Cが、国庫補助採択基準がある場合はそれ以上、その他の場合は1.0以上となっている	2	A：効率性は高い (2点) B：効率性はある (1点) C：効率性は低い (0点)
			c B/Cが、1.0未満	0	
		コスト縮減の状況（費用便益比が算定できない場合）	a 当初と比較して最終コスト縮減率が20%以上	2	
	b 当初と比較して最終コスト縮減率が20%未満		1		
	c 当初と比較して最終コスト縮減がなし		0		

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定方法
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合
B（概ね妥当である）	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
C（妥当性が低い）	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合

第六 研究課題評価の実施について

一 研究課題評価の対象及び種類等

1 研究課題評価の実施に関する考え方

研究課題評価は、次の各号に掲げる事項に資することを目的として実施する。

なお、研究等の価値は、現在ではなく将来において発現するものであることから、評価は将来の技術的及び社会的価値も念頭に置いて行わなければならないが、これらの将来価値を予測することは困難を極める。

しかしながら、評価において専門家の意見等を参考に、現時点で最善の判断を下していくものとする。

- 一 県立試験研究機関（以下「研究機関」という。）が実施する試験研究開発課題（調査及び分析を含む。以下「研究課題」という。）についての評価を厳正に行うことにより、予算等資源の効率的な配分等を図る。
- 二 研究課題の選択、内容、成果等について適切な評価を行うことにより、研究者の研究意欲を高めるとともに、創造性の十分な発揮を図り、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現を図る。
- 三 評価結果を積極的に公開し、研究課題の実施に県費を投入していくことに関し、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民の理解と支持を得る。

2 対象

研究課題評価は、研究機関が県費を投じて実施する研究課題を対象として実施する。ただし、研究を含まない技術移転、普及又は指導のみに係るものについては評価の対象外とし、研究計画が技術移転、普及又は指導を含むものであるときは、当該技術移転、普及又は指導についても評価の対象とする。

3 種類

研究課題評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研究課題目的設定
- 二 研究課題中間評価
- 三 研究課題事後評価

4 評価調書

目的設定、中間評価、事後評価は、別紙様式7「研究課題評価調書」を用いて実施する。

二 研究課題目的設定

1 研究課題目的設定の目的

研究課題の企画立案や実施に当たり、課題を明確化させ、研究課題の実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、研究課題の実施により達成すべき状態を明らかにするため、目的設定を実施する。

2 研究課題目的設定の対象

研究課題目的設定は、令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算に新たに計上しようとする研究課題を対象として実施する。

3 研究課題評価の実施主体

研究課題評価は、研究機関の長が実施する。

4 研究課題の実施に当たっての考察

(1) 必要性の考察

目的設定において、研究課題の実施が、真に課題を解決するものか、県民ニーズや上位目的に照らして妥当性を有しているか又は県の事業として公的資源を投じて行う必要があるかの視点から、別表8に定める項目を参考に、その必要性を考察する。

(2) 有効性及び技術的達成可能性の考察

目的設定において、研究課題の実施が、目的及び最終到達目標を達成するために適切なものであるかの視点から、別表8に定める項目を参考に、その有効性及び技術的達成可能性を考察する。

5 試験研究開発の効果の把握

試験研究開発による効果の把握については、技術移転や普及後の経済効果、県民生活上の効果を予測して、最終到達目標、受益者への貢献度及び実施内容毎の到達目標（以下「最終到達目標等」という。）を設定し、その妥当性について自ら点検する。

ただし、技術移転、普及を目的としない調査、試験、分析等については、実施後の利用目的が明確で具体的であるか、当該試験研究開発を行うことで県民生活上又は産業経済上どのようなメリットがあるのか、実施しない場合どのようなデメリットがあるのか等を基準に、定性的に効果を把握する。

一 経済効果

経済効果を具体的に把握することができる研究課題については、需要及び価格等を勘案の上、生産量・売上高・コスト等に及ぼす効果を把握する。

二 県民生活上の効果

県民生活上の効果については、福祉・利便性・安全性の向上、健康の増進、環境の保全、疾病の予防・治療等に対する寄与度について、定量的又は定性的に予測して把握する。

6 県民意見を探り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

外部の有識者や専門家、関係団体、企業等の意見を聴取することにより、県民の意見を探り入れるものとする。

7 研究課題評価調書の作成の時期

研究機関の長は、10月末日までの総合政策課長が別に通知する日までに研究課題評価調書を作成する。

8 研究課題評価調書の点検等

(1) 目的設定の点検

研究機関を所管する課の課長（以下「所管課長」という。）は、新規研究課題を所管する研究機関の長が作成した研究課題評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

(2) 目的設定の修正

予算調整の状況に応じて修正する。

(3) 必要性、有効性及び技術的達成可能性並びに最終到達目標等の審査点検

研究機関の長は、必要性、有効性及び技術的達成可能性並びに最終到達目標等の考察の妥当性について審査点検するため、必要に応じて外部有識者等から意見を聴取する。

9 目的設定の活用

研究機関の長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

(別表8) 研究課題目的設定考察の観点

観点	考察項目群	考察項目	着眼点
ア 必要性	政策的 妥当性	政策への適合性	<p>○秋田県総合計画、あきた科学技術振興ビジョン2. 0、各研究機関の中長期計画、各部局の政策等にどのように位置付けられ貢献が期待できるか。</p> <p>○施策の方向と合致しているか。</p> <p>○重要度は高いか。</p> <p>○緊急度は高いか。</p>
		公共性・公益性	<p>○特定の企業、個人等の利益のみに係るものではなく、広く県内産業・県民全体への貢献が見込まれるものであるか。</p> <p>○県の事業として公的資源を投じて行う必要があるか。</p> <p>○短期間では成果を上げにくく、民間研究機関での実施が困難であるか。</p>
イ 有効性	研究開発 効果	経済効果(選択)	<p>○本県の標準的な一経済主体当たりの生産・売上増加率(額・量)、コスト削減率(額)等や、本県全体での導入量を推定の上、売上、価格、シェア等の国内、国外の相対値がどのように変化するか。</p> <p>[技術移転や普及後の経済効果を予測し難い場合]</p> <p>○産業経済上どのような意義とメリットがあり、また、実施しない場合、どのようなデメリットがあるか。</p> <p>○研究予算に対する費用対効果は高いか。</p>
		県民生活上の効果(選択)	<p>○県民生活の利便性の向上、健康、福祉、安全等の増進・向上、環境の保全、疾病の予防や治療、事故、災害の防止等県民生活上の課題の解決等に資するものであるか。</p> <p>[技術移転や普及後の県民生活上の効果を予測し難い場合]</p> <p>○県民生活上どのような意義とメリットがあり、また、実施しない場合、どのようなデメリットがあるか。</p> <p>○研究予算に対する費用対効果は高いか。</p>
		利用可能性・応用可能性(選択)	<p>[具体的な経済効果又は県民生活上の効果が見込めない試験や調査、モニタリング、分析、探索等の場合]</p> <p>○実施後の成果の利用・応用目的が妥当で明確かつ具体的であるか。</p>
		新規性・革新性・独創性・先行性	<p>○技術・手法・品種に関して新規性・独創性はあるか。</p> <p>○既存技術の大幅な改良に当たるか。</p> <p>○競合する技術よりも目標達成が先行するものであるか。等</p>
		技術移転・普及(利用応用)に関するリスク	<p>○市場の状況、コスト、インフラ、資源・環境制約など社会的・経済的要因により、成果の技術移転、普及が進まない可能性はないか。</p>

ウ 技術的達成可能性	技術的達成可能性	到達技術水準に関するリスク	○十分な人員、設備、資金等研究体制が整備されると仮定した上で、到達目標は現在の技術水準で達成可能か。 ○周辺・援用技術の熟度・レベルによるリスクはないか。
		目標設定とブレイクスルーポイントの明確性・具体性	○目標設定が明確で具体的であるか。 ○目標到達のためのキーポイント(ブレイクスルーポイント)が整理されているか。
	研究計画の妥当性	予算の妥当性	○当該研究課題を実施するための予算規模が適切であるか。
		スケジュールの妥当性	○当該研究課題を実施するためのスケジュールに無理がないか。研究期間が長過ぎる又は短過ぎることがないか。
		手段・方法・体制の妥当性	○当該研究課題を実施する上で、その手段や方法、人員等の体制が適切であるか。
		人権の保護及び法令等の遵守の妥当性(選択)	○関連する法令が遵守されていなければ実施できない研究課題(社会的なコンセンサスが必要とされている研究課題又は生命倫理、安全対策に対する取組が必要とされている研究課題等)について、どのような対策と措置を講じているか。

三 研究課題中間評価

1 研究課題中間評価の目的

研究課題中間評価は、評価実施年度に予算計上している継続研究課題について、これまでの進捗状況や目標達成可能性、研究を取り巻く状況の変化等の観点から、引き続き研究課題を継続することの適否を判断するための有用な情報を提供することを目的として実施する。

2 研究課題中間評価の対象

研究課題中間評価は、令和7年度以前に着手し、令和8年度に予算計上されている研究課題及び研究期間を延長しようとする研究課題を対象として実施する。ただし、令和9年度に予算計上しないものを除く。

3 研究課題中間評価の実施主体

(1) 内部評価

内部評価は、研究機関の長、所管課長及び研究機関の長が選任する者で構成する内部評価委員会が実施する。

内部評価委員会の設置及び運営等に必要な事項については、研究機関の長が別に定める。

(2) 外部評価

外部評価は、内部評価を実施した研究課題のうち、総合政策課長が外部評価の実施を特に必要と判断する研究課題について実施する。

外部評価は、研究機関毎に研究機関の長が選任する外部有識者等で構成する外部評価委員会が実施する。

外部評価委員会の設置及び運営等に必要な事項については、研究機関の長が別に定める。

4 研究課題中間評価の観点及び評価項目

研究課題中間評価は、必要性の観点、有効性の観点及び目標達成可能性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

一 「必要性の観点からの評価」は、ニーズの状況変化から、別表9（1）に定める基準に基づき実施する。

二 「有効性の観点からの評価」は、効果から、別表9（1）に定める基準に基づき実施する。

三 「目標達成可能性の観点からの評価」は、進捗状況及び目標達成阻害要因の状況から、別表9（1）に定める基準に基づき実施する。

四 「総合評価」は、前3号の評価結果等を踏まえ、別表9（2）に定める基準に基づき実施する。

5 試験研究開発の効果の把握

研究課題中間評価においては、技術移転や普及後の経済効果、県民生活上の効果を予測することにより、当該試験研究開発の効果把握する。ただし、技術移転、普及を目的としない調査、試験、分析等については、実施後の利用目的が明確で具体的であるか、当該試験等を行うことで県民生活や産業経済上どのようなメリットがあるのか、実施しない場合どのようなデメリットがあるのか等を基準に、定性的に効果を把握する。

一 経済効果

経済効果を具体的に把握することができる研究課題については、需要及び価格等を勘案の上、生産量・売上高・コスト等に及ぼす効果を把握する。

二 県民生活上の効果

県民生活上の効果については、福祉・利便性・安全性の向上、健康の増進、環境の保全、疾病の予防・治療等に対する寄与度について、定量的又は定性的に予測して把握する。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

外部の有識者等による外部評価を実施すること又は関係団体や企業等の意見を聴取することにより、県民の意見を取り入れるものとする。

7 研究課題中間評価の実施の時期

内部評価委員会及び外部評価委員会は、6月末日までの総合政策課長が別に通知する日までに研究課題中間評価を実施する。

8 評価調書の点検等

(1) 評価結果の反映状況等の記載

研究機関の長は、評価対象研究課題について、評価終了後、遅滞なく、中間評価を踏まえた研究計画等への対応について記載するものとする。

(2) 評価調書の点検等

研究機関の長は、評価終了後、速やかに研究課題評価調書及び関係資料を総合政策課長に提出する。

なお、その際、知的財産権の取得に係る支障等の理由から、非公開とする部分等について、研究機関の長の意見を付すものとする。

総合政策課長は、研究課題評価調書を点検し、必要に応じ、助言を行う。

(3) 評価の確定及び評価結果の送付

総合政策課長は、研究課題中間評価を確定し、評価結果を所管課長及び研究機関の長に送付する。

9 研究課題中間評価結果の反映

研究機関の長は、研究課題中間評価結果を、研究計画内容の見直しや研究課題に係る今後の対応方針及び予算要求に反映させるものとする。

10 研究課題中間評価結果の活用

研究機関の長は、研究課題中間評価結果を予算要求における説明資料として活用し、所管課長及び財政課長は、予算編成の検討資料として活用するものとする。

(別表 9) 研究課題中間評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	項目評価	評価結果	評価内容・判定基準
ア 必要性	ニーズの状況変化	a ニーズの増大とともに研究目的の意義も高まっている	政策の転換や産業界・県民生活におけるニーズの変化等研究を取り巻く内部的・外部的状況の変化に対する適応性をみる。
		b ニーズに大きな変動はない	明確な状況分析によりニーズが増大している又は依然として高いと認められるものに高い評価を、ニーズが減少している又は低いと認められるものに低い評価を与えると同時に、研究継続の意義が低下又は消滅したものには低い評価を与える。
		c ニーズの低下とともに研究目的の意義も低くなってきている	
イ 有効性	効果	a 大きな効果が期待される	最終目標に到達したと仮定して、研究の成果が本県産業の振興や県民生活の向上に十分に貢献しているかどうかをみる。
		b 効果が期待される	原則として数値化又は明確な根拠により具体的に大きな効果を見込めるものに高い評価を、社会経済情勢の変化等により十分な実用化や普及が見込めないなど、十分な効果が見込めないものに低い評価を与える。
		c 小さな効果が期待される	
ウ 目標達成可能性	進捗状況及び目標達成の阻害要因	a 計画以上に進んでいる	研究課題設定時の研究計画及び計画の修正記録等を基に評価時までの進捗状況を、技術水準、これまでの研究成果、他の研究主体の動向、研究資源(資金、人材等)、新たな課題の発生等の状況等を基に目標達成を阻害する要因の状況をみる。計画以上に進んでいるものに高い評価を、計画より遅れや、目標達成を阻害する要因があるものに低い評価を与える。ただし、その後の努力・工夫等により最終達成目標を達成できると認められるものについては、標準的な評価を与える。
		b 計画どおりに進んでいる、又は、進捗の遅れや目標達成の阻害要因はあるが、今後の努力により、当初計画どおりの成果を達成できる見込みである	
		c 進捗の遅れや目標達成の阻害要因があり、最終到達目標を達成できない恐れがある。	

(2) 総合評価の判定基準

各評価項目の評価結果に対して a : 3点、b : 2点、c : 1点を配点し、その合計点で総合評価を決定する。

評価結果	評価基準 (項目評価の合計点)
A	9 ~ 8点
B	7 ~ 6点
C	5 ~ 4点
D	3点

四 研究課題事後評価

1 研究課題事後評価の目的

研究課題事後評価は、評価実施年度の前年度に研究期間が終了した研究課題について、最終到達目標の達成度や研究成果の効果の観点から評価し、次期研究計画の策定等に活用することを目的として実施する。

2 研究課題事後評価の対象

研究課題事後評価は、令和7年度に終了した研究課題を対象として実施する。

3 研究課題事後評価の実施主体

(1) 内部評価

内部評価は、内部評価委員会が実施する。

(2) 外部評価

外部評価は、内部評価を実施した研究課題のうち、総合政策課長が外部評価の実施を特に必要と判断する研究課題について、外部評価委員会が実施する。

4 研究課題事後評価の観点

研究課題事後評価は、目標達成の観点及び有効性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

一 「目標達成の観点からの評価」は、最終到達目標の達成度から、別表10(1)に定める基準に基づき実施する。

二 「有効性の観点からの評価」は、研究成果の効果から、別表10(1)に定める基準に基づき実施する。

三 「総合評価」は、前2号の評価結果等を踏まえ、別表10(2)に定める基準に基づき実施する。

5 試験研究開発の効果の把握

研究課題事後評価においては、技術移転や普及後の経済効果、県民生活上の効果について、実績を把握又は予測することにより、当該試験研究開発の効果把握する。ただし、技術移転、普及を目的としない調査、試験、分析等については、県民生活上又は産業経済上のメリット、実施しなかった場合のデメリット等について、定性的に効果を把握する。

一 経済効果

経済効果を具体的に把握することができる研究成果については、需要及び価格等を勘案の上、生産量・売上高・コスト等に及ぼす効果を把握する。

二 県民生活上の効果

県民生活上の効果については、福祉・利便性・安全性の向上、健康の増進、環境の保全、疾病の予防・治療等に対する寄与度について、定量的又は定性的に把握する。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

外部の有識者及び専門家による外部評価を実施すること又は関係団体や企業等の意見を聴取することにより、県民の意見を取り入れるものとする。

7 研究課題事後評価の実施の時期

内部評価委員会及び外部評価委員会は、6月末日までの総合政策課長が別に通知する日までに研究課題事後評価を実施する。

8 評価調書の点検等

(1) 評価調書の点検等

研究機関の長は、評価終了後、速やかに研究課題評価調書及び研究成果報告書等の関係資料を総合政策課長に提出する。

なお、その際、知的財産権の取得に係る支障等の理由から、非公開とする部分等について、研究機関の長の意見を付すものとする。

総合政策課長は、研究課題評価調書を点検し、必要に応じ、助言を行う。

(2) 評価の確定及び評価結果の送付

総合政策課長は、研究課題事後評価を確定し、評価結果を所管課長及び研究機関の長に送付する。

9 研究課題事後評価結果の反映

研究機関の長は、研究課題事後評価結果を、実施中又は将来の類似研究の設定等に反映させるものとする。

10 研究課題事後評価結果の活用

所管課長及び研究機関の長は、研究課題事後評価結果を、研究機関の研究基本方針や研究計画の策定の検討資料として活用するものとする。

(別表 10) 研究課題事後評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	評価結果	評価内容・判定基準
ア 目標達成	最終到達目標の達成度	a 十分達成できた	研究計画で設定した最終到達目標の達成状況を見る。 a 十分達成できた ・計画以上の新たな技術・知見等が得られたと認められるもの b ほぼ達成できた ・計画した目標をほとんど達成したと認められるもの c 達成できなかった ・計画した目標を達成できなかったと認められるもの ・途中で研究課題を中止したもの
		b ほぼ達成できた	
		c 達成できなかった	
イ 有効性	研究成果の効果	a 効果大	研究成果の受益対象者の設定、成果の活用方法を踏まえ、研究成果の効果 を研究計画と比較する。 a 効果大 ・受益対象者の設定、活用方法が適切で、発現している効果又は期待さ れる効果は、当初見込みより大きいもの ・研究蓄積としての発展性が当初見込みより大きく、かつ、成果を活用 する研究計画が明確なもの（ステップアップ研究のみに適用） b 効果中 ・受益対象者の設定、活用方法が適切で、発現している効果又は期待さ れる効果は、当初見込みどおりのもの ・研究蓄積としての発展性が当初見込みどおりであり、かつ、成果を活 用する研究計画が明確なもの（ステップアップ研究のみに適用） c 効果小 ・受益対象者の設定、活用方法が適切だが、発現している効果又は期待 される効果は、当初見込みより小さいもの ・研究蓄積としての発展性が当初見込みより小さく、成果を活用する研 究計画が不明確なもの（ステップアップ研究のみに適用）
		b 効果中	
		c 効果小	

(2) 総合評価の判定基準

各評価項目の評価結果に対して a : 3点、b : 2点、c : 1点を配点し、その合計点で総合評価を決定する。

評価結果	評価基準（項目評価の合計点）
A	6点
B	5～4点
C	3～2点

第七 経営評価（中間評価）の実施について

知事が地方公営企業法を適用し、地方自治体が公共の福祉の増進を目的として実施している3事業（電気事業、工業用水道事業及び下水道事業）について、単に支出の面からの評価ではなく、収支バランスを考慮した経営評価を実施する。

1 経営評価の目的

経営評価は、事業会計の経営状況を明らかにし、計画的、効率的な経営に向けた推進方向を示すことを目的として実施する。

2 経営評価の対象

公営企業課が所管する電気事業及び工業用水道事業並びに下水道マネジメント推進課が所管する下水道事業の3事業会計を対象とする。

3 経営評価の実施主体

経営評価は、評価対象事業を所管する部長（以下「事業幹事部長」という。）が実施する。

4 経営評価の評価項目及び観点

経営評価は、公益性（必要性）の観点、経済性の観点のほか、事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 「公益性（必要性）の観点からの評価」は、事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、別表11（1）に定める基準に基づき、実施する。
- 二 「経済性の観点からの評価」は、経営目標の達成状況を踏まえ、別表11（2）に定める基準に基づき、実施する。
- 三 「総合評価」は、事業を取り巻く状況の変化及び前2号の評価結果等を踏まえ、別表11（3）に定める基準に基づき、総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

各事業の効果は、当該事業会計の前年度の営業（運営）計画の達成度等から把握する。

6 経営評価の実施時期

事業幹事部長は、6月末日までに経営評価を実施する。

7 評価調書

経営評価に用いる評価調書は、別紙様式8「経営評価調書」とする。

8 経営評価の結果の反映

事業幹事部長は、経営評価の結果を、令和9年度に向けた事業経営の推進方向、事業内容の見直し等に反映させるものとする。

9 経営評価の結果の活用

事業幹事部長は、経営評価の結果を、令和9年度の予算編成方針等に活用するものとする。

(別表 11) 経営評価における評語の決定方法

(1) 公益性（必要性）の観点からの評価

評価の区分		評価基準
A	「高い」	事業を実施する必要性が高い、又は高くなっている。
B	「普通」	事業を実施する必要性がある、又は以前と変わらない。
C	「低い」	事業を実施する必要性が低い、又は低くなっている。

(2) 経済性の観点からの評価

評価の区分		評価基準
A	「高い」	全ての経営目標を達成している。
B	「普通」	収益目標は達成しているが、営業（運営）計画上の目標に未達成のものがある。
C	「低い」	収益目標を達成していない。

(3) 総合評価の判定基準

評価の結果		判定方法
A	「着実に推進」	「公益性（必要性）の観点」の評価の結果が「A」又は「B」判定で、「経済性の観点」の評価の結果が「A」判定の場合
B	「改善を図りながら推進」	総合評価の結果が「A」又は「C」判定以外の場合
C	「見直しが必要」	「公益性（必要性）の観点」の評価の結果が「C」判定で、「経済性の観点」の評価の結果が「B」又は「C」判定の場合

※ 判定基準上、総合評価がA又はBに相当する水準であっても、損益計算には現れない重要な課題等が発生している場合には、B又はCとすることも検討する。

第八 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について

以下の評価は、各委員会の答申を受けて確定する。

1 政策評価委員会への諮問事項

政策等の評価結果及び評価制度

2 公共事業評価専門委員会への諮問事項

第五に規定する公共事業箇所評価の結果及び今後の対応方針

3 研究評価専門委員会への諮問事項

第六に規定する研究課題評価の結果及び研究課題評価制度

第九 政策等の評価結果等の公表について

1 評価調書の公表

(1) 公表の事務

政策評価、施策評価、事業評価に係る評価調書及び目的設定表並びに研究課題評価に係る評価調書及び目的設定表については総合政策課長が、公共事業箇所評価に係る評価調書については建設政策課長が、電気事業及び工業用水道事業に係る評価調書については公営企業課長が、下水道事業に係る評価調書については下水道マネジメント推進課長がこれを公表する。

(2) 公表の方法

評価調書は、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

(3) 公表の時期

公表は、次の各号に掲げる評価の対象毎に、当該各号に定める日までに公表する。

一 政策評価	9月末日
二 施策評価	9月末日
三 事業評価（中間評価・事後評価）	9月末日
四 研究課題評価（中間評価・事後評価）	9月末日
五 経営評価（中間評価）	9月末日
六 当初予算に係る目的設定表	4月末日
七 補正予算に係る目的設定表	予算案の議会議決後速やかに公表
八 公共事業箇所評価	公共事業評価専門委員会を実施した日から90日以内

2 政策等の評価の実施状況及び政策等の評価結果の政策への反映状況に関する報告書（以下「報告書」という。）の公表

(1) 公表の実施主体及び公表の時期

知事は、他の実施機関が作成した評価結果を取りまとめ、報告書を作成して、議会に提出した後、速やかにこれを公表する。

(2) 公表の方法

報告書は、県政情報資料室、各地域振興局で閲覧に供するとともに、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

3 県民意見への対応

公表した事項に関して県民から寄せられた意見・要望等については、当該政策等を所管する課が適切な対応を図るとともに、政策評価委員会、公共事業評価専門委員会及び研究評価専門委員会に意見の概要を報告し、評価制度の改善につながるようその活用に努める。

第十 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について

1 政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みの整備について

政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるため、評価調書において、評価結果の政策等への反映方針を明らかにする。

2 報告書の作成及び議会への提出に関する基本的事項

(1) 報告書の作成主体

知事が実施する評価のうち、公共事業箇所評価については建設政策課長が、経営評価については事業所管課長がそれぞれ結果を取りまとめ、7月中旬までに総合政策課長へ提出する。

総合政策課長は、公共事業箇所評価、経営評価以外の政策等の評価について結果を取りまとめるとともに、公共事業箇所評価、経営評価、教育委員会、公安委員会・警察本部長の評価結果と併せて、知事の報告書として作成する。

(2) 報告書の様式

条例第8条に規定する政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書は、別紙様式9により報告する。

知事が行う政策等の評価に関する調書

様式 1	政策評価調書
様式 2	施策評価調書
様式 3	事業評価調書
様式 4	公共事業新規箇所評価調書
様式 5	公共事業継続箇所評価調書
様式 5 - 1	公共事業継続箇所評価 点数確認一覧表
様式 6	公共事業終了箇所評価調書
様式 6 - 1	公共事業終了箇所評価判定点検表
様式 7	研究課題評価調書
様式 7 - 1	研究課題評価調書 別紙
様式 8	経営評価調書
様式 9	議会報告書（標準様式）

政策評価（令和〇年度）

政策評価調書

戦略				
幹事部局名		評価者		評価確定日

1 戦略のねらい

--

2 施策評価の結果

施 策	施策評価の結果			
	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)
目指す姿 1				
目指す姿 2				
目指す姿 3				
目指す姿 4				

※施策評価の結果：a、b、c、d、eの5段階で判定した結果

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由

※定量的評価：施策評価結果を点数化して平均点を算出し、A相当、B相当、C相当、D相当、E相当の5段階に判定する。

・施策評価結果の配点 a：4点、b：3点、c：2点、d：1点、e：0点

・判定基準（平均点） A相当：4点、B相当：3点以上4点未満、C相当：2点以上3点未満、D相当：1点以上2点未満、E相当：1点未満

※総合評価：定量的評価を基本とし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、総合的な観点からA、B、C、D、Eの5段階に判定する。

4 主な課題と今後の対応方針

目指す姿	課題（戦略の目標達成に向けた課題など）	今後の対応方針（重点的・優先的に取り組むべきこと）
1	など	など
2	など	など
3	など	など
4	など	など

※課題と今後の対応方針の各施策の詳細については、施策評価調書を参照

5 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和〇年度）

戦略			
目指す姿			
幹事部局名		担当課名	
評価者		評価確定日	

1 施策（目指す姿）のねらい（施策の目的）

Blank box for strategy purpose.

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
②	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
③	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
④	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑤	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑥	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑦	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑧	【施策の方向性③】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑨	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑩	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑪	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑫	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							
⑬	【施策の方向性】	目標	/	/							
		実績	/	/							
	出典:	達成率	/	/							

⑭	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									

※ 指標の判定基準

4点: 達成率 \geq 100% 3点: 100% $>$ 達成率 \geq 90% 2点: 90% $>$ 達成率 \geq 80%
 1点: 80% $>$ 達成率 \geq 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
(相当)	4点 × 0個 = 0点 1点 × 0個 = 0点
	3点 × 0個 = 0点 0点 × 0個 = 0点
	2点 × 0個 = 0点
	合計 0点 ÷ 0個 (判明済み指標) =

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

a相当: 平均点が3.6点以上 b相当: 平均点が3.2点以上3.6点未満 c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満
 d相当: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

2-2 経過検証指標の状況と分析

	指標名(単位)	年度	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	備考
①	【施策の方向性】	実績							
	出典:								
②	【施策の方向性】	実績							
	出典:								
③	【施策の方向性】	実績							
	出典:								
分析									

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性①】	】
【施策の方向性②】	】
【施策の方向性③】	】
【施策の方向性④】	】
【施策の方向性⑤】	】

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
	【定性的評価として考慮した点】

4 県民意識調査の結果

質問文		調査年度	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	前年度比
満足度	肯定的意見						
	十分 (5点)						
	おおむね十分 (4点)						
	ふつう (3点)						
	否定的意見						
	やや不十分 (2点)						
	不十分 (1点)						
	わからない・無回答						
	平均点						

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①		
②		
③		

④		
⑤		

6 政策評価委員会の意見

--

政策				
目指す姿				
施策の方向性				
事業名			事業年度	年度～ 年度
部局名	課室名			
チーム名				

1 事業実施の背景及び目的

--

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1					
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	0	0	0
国庫補助金					
県債					
その他					
一般財源			0	0	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標a										
実績b										
b/a										

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定		(前 ※回 参の 考結 果)	
----	--	----------------------------	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

--

(2) 今後の対応方針

--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

公共事業新規箇所評価調書

(様式4)

評価確定日(令和 年 月 日)

事業コード	R - -新-	区 分	<input type="radio"/> 国庫補助 <input type="radio"/> 県単独
事業名		部局課室名	
事業種別		チーム名	(tel)
路線名等		担当課長名	
箇所名		担当者名	
プランとの 関連	戦 略		
	目指す姿		
	施策の方向性		

1. 事業の概要

事業期間	R ~ R (年)	総事業費	億円	国庫補助率		
事業規模						
事業の立案に至る背景						
事業目的						
事業費内訳 事業内容 (単位:千円)		全 体	R 年度	R 年度	R 年度	R 年度以降
	事業費					
	経費					
	内訳					
	財源					
	内訳					
	事業内容					
調査経緯						
上位計画での位置付け						
関連プロジェクト等						
事業を取り巻く情勢の変化						
事業効果把握の手法	指標名					
	指標式					
	指標の種類	<input type="radio"/> 成果指標	<input type="radio"/> 業績指標	低減指標の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	目標値 a			データ等の出典		
	実績値 b					
達成率 b/a			把握の時期	年 月		

2. 所管課の1次評価

観 点	評価の内容（特記事項）	評 価 点
必 要 性		点
緊 急 性		点
有 効 性		点
効 率 性		点
熟 度		点
判 定	ランク（○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ）	点
総 合 評 価	○ 選定 ○ 改善して選定 ○ 保留	

3. 財政課長意見

--

4. 最終評価（新規箇所選定会議）

総合評価	○ 選定 ○ 改善して選定 ○ 保留

5. 評価結果の当該事業への反映状況等（対応方針）

--

6. 公共事業評価専門委員会意見

--

公共事業継続箇所評価調書

(様式5)

評価確定日(令和 年 月 日)

事業コード	R - -継-	区 分	<input type="radio"/> 国庫補助 <input type="radio"/> 県単独
事業名		部局課室名	
事業種別		チーム名	(tel)
路線名等		担当課長名	
箇所名		担当者名	
プランとの 関連	戦 略		
	目指す姿		
	施策の方向性		

1. 事業の概要

事業期間	H ~ R (年)	総事業費	億円	国庫補助率		
事業規模						
事業の立案 に至る背景						
事業目的						
事業費内訳 事業内容 (単位:千円)		前回評価	今回評価	増減	理由等	
	事業費					
	経費					
	内訳	工事費				
		用補費				
	財源内訳	その他				
		国庫補助				
県債						
	その他					
	一般財源					
事業内容						
事業の進捗 状況						
事業推進上 の課題						
関連する計 画等						
情勢の変化 及び長期継 続の理由						
事業効果把 握の手法及 び効果	指 標 名					
	指 標 式					
	指標の種類	<input type="radio"/> 成果指標	<input type="radio"/> 業績指標	低減指標の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	目標値 a			データ等の出典		
	実績値 b					
達成率 b/a			把握の時期	年 月		

前回評価結果等	<input type="radio"/> 選定または継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直し <input type="radio"/> 保留または中止
	①指摘事項
	②指摘事項への対応

2. 所管課の自己評価

観 点	評価の内容 (特記事項)	評 価 点
必 要 性		点
緊 急 性		点
有 効 性		点
効 率 性		点
熟 度		点
判 定	ランク (<input type="radio"/> I <input type="radio"/> II <input type="radio"/> III) _____	点
総合評価	<input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善して継続 <input type="radio"/> 見直し <input type="radio"/> 中止 _____	

3. 評価結果の当該事業への反映状況等 (対応方針)

--

4. 公共事業評価専門委員会意見

--

【 公共事業継続箇所評価 点数確認一覧表 】

(様式5-1)

事業コード	R	—	—	継	—				
事業名						前回評価 (〇〇年)	今回評価 (〇〇年)	増減	増減理由
事業種別						必要性			
						緊急性			
路線名						有効性			
						効率性			
箇所名						熟度			
						合計			

事業コード	R	—	—	継	—				
事業名						前回評価 (〇〇年)	今回評価 (〇〇年)	増減	増減理由
事業種別						必要性			
						緊急性			
路線名						有効性			
						効率性			
箇所名						熟度			
						合計			

事業コード	R	—	—	継	—				
事業名						前回評価 (〇〇年)	今回評価 (〇〇年)	増減	増減理由
事業種別						必要性			
						緊急性			
路線名						有効性			
						効率性			
箇所名						熟度			
						合計			

事業コード	R	—	—	継	—				
事業名						前回評価 (〇〇年)	今回評価 (〇〇年)	増減	増減理由
事業種別						必要性			
						緊急性			
路線名						有効性			
						効率性			
箇所名						熟度			
						合計			

事業コード	R	—	—	継	—				
事業名						前回評価 (〇〇年)	今回評価 (〇〇年)	増減	増減理由
事業種別						必要性			
						緊急性			
路線名						有効性			
						効率性			
箇所名						熟度			
						合計			

※点数が5点以上減点となった箇所は評価調書を作成し委員会で審議する。
 ※本比較表の根拠資料として、前回評価基準と今回評価基準を添付するものとする。

公共事業終了箇所評価調書

評価確定日(令和 年 月 日)

事業コード	R - - 終 -	区 分	<input type="radio"/> 国庫補助	<input type="radio"/> 県単独
事業名		部局課室名		
事業種別		チーム名	チーム	(tel)018- -
路線名等		担当課長名		
箇所名		担当者名		
戦略				
目指す姿				
施策の方向性				

1. 事業の概要

事業の背景 及び目的								
事業効果の 要因変化 及び発現 状況	事業期間	前回(H年) H年 ~ R年 終了 H年 ~ R年	総事業費	前回(H年) 億円 終了 億円	国庫補助率			
	事業規模	前回(H年) 終了						
	事業費 内訳内容 (千円) 及び 要因変化		前回評価計画①	最終②	増減②-①	理由		
		事業費						
		経内 費 内 訳	工事 用補					
			その他					
	事業内容							
	コスト・効果対比較		費用便益比変化の主な要因(前回評価→終了)					
	○最終コスト 終了C②/前回評価C①=()		【便益】					
	○費用便益比 前回評価B/C=() ↓ 終了B/C=()		【費用】					
目標 達成率	指標名							
	指標式							
	指標の種類	<input type="radio"/> 成果指標	<input type="radio"/> 業績指標	低減指標の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
	目標値 a			データ等の出典				
	実績値 b							
	達成率 b/a			把握の時期	令和 年 月			
指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法 ○指標を設定することができなかった理由及び把握方法と成果 ※データの出典含む								
自然環境の 変化								
社会経済 情勢の変化								
事業終了後の 問題点及び管 理・利用状況								

(地区)

住民満足度等の状況 (事業終了後)	①満足度を把握した対象 ○受益者 ○一般県民 (時期: R 年 月) ②満足度把握の方法 ○アンケート調査 ○各種委員会及び審議会 ○ヒアリング ○インターネット ○その他の方法 (具体的に) ③満足度の状況
上位計画での位置付け	
関連プロジェクト等	
前回評価結果等	○選定または継続 ○改善 ○見直し ○保留又は中止
	①指摘事項
	②指摘事項への対応

2. 所管課の自己評価

観 点	評 価 の 内 容 (特 記 事 項)	評 価 結 果
有 効 性	①住民満足度等の状況 ○a ○b ○c	○A
	②事業目標の達成状況 ○a 達成率100%以上 ○b 達成率80%以上100%未満 ○c 達成率80%未満	○B ○C
効 率 性	①費用便益比 ○a ○c	○A
	②コスト削減の状況 ○a 削減率20%以上 ○b 削減率20%未満 ○c 削減なし	○B ○C
総合評価	○A (妥当性が高い) ○B (概ね妥当である) ○C (妥当性が低い)	

3. 評価結果の同種事業への反映状況等(対応方針)

--

4. 公共事業評価専門委員会意見

--

○総合評価の判定基準

総合評価の区分	判 定 基 準	総合評価
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	
B (概ね妥当である)	「A」判定、「C」判定以外の場合	
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	

公共事業終了箇所評価判定点検表

(1)各評価項目の判定基準

観点	評価項目		判定基準		配点	1次	2次	評価結果		
ア 有効性	一 住民満足度等の状況	a	住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	/	/	/	A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	/	
		b	住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度等が高くない	1						
		c	住民満足度等を把握していない	0						
	二 事業目標の達成状況	a	目標値に対する達成率が100%以上	2						
		b	目標値に対する達成率が80%以上100%未満	1						
		c	目標値に対する達成率が80%未満	0						
計										
イ 効率性	一 事業の 妥当性	費用便益比	a	B/Cが、国庫補助採択基準がある場合はそれ以上、その他の場合は1.0以上となっている	2	/	/	/	A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	/
			c	B/Cが、1.0未満	0					
	二 事業の 経済性	コスト削減の状況 (費用便益費が算定できない場合)	a	当初と比較して最終コスト削減率が20%以上	2					
			b	当初と比較して最終コスト削減率が20%未満	1					
			c	当初と比較して最終コスト削減がなし	0					
	計									

(2)総合評価の判定基準

評価結果	判定基準	総合評価
A(妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	/
B(概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合	
C(妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合	

令和 年度 目的設定 中間評価 事後評価

機 関 名		課 題 コー ド		事 業 年 度	年 度 ～ 年 度					
課 題 名										
担 当 (チ ャ ッ ム) 名										
戦 略										
目 指 す 姿										
施 策 の 方 向 性										
種 別	研 究		開 発		試 験		調 査		そ の 他	
	県 単		国 補		共 同		受 託		そ の 他	
評 価 対 象 課 題 の 内 容										
1 課題設定の背景（問題の所在、市場・ニーズの状況等）										
2 研究の目的・概要										
3 最終到達目標										
[研究の最終到達目標]										
[研究成果の受益対象（対象者数を含む）及び受益者への貢献度]										
4 全体計画及び財源										
別紙「研究の全体計画及び実績」参照										

目的設定

5 外部有識者等の主な意見及び対応方針	
(1) 必要性	【外部有識者等の主な意見】
	【対応方針】
(2) 有効性	【外部有識者等の主な意見】
	【対応方針】
(3) 技術的達成可能性	【外部有識者等の主な意見】
	【対応方針】
(4) その他	【外部有識者等の主な意見】
	【対応方針】

6 ニーズの状況変化（課題設定時からのニーズの変化）	
研究機関記入	
内部評価委員評価理由	<input type="radio"/> a <input type="radio"/> b <input type="radio"/> c a : 社会的ニーズが大きくなっている c : 社会的ニーズが小さくなっている b : 社会的ニーズに変化はない
7 研究成果の効果（受益対象及び受益者への貢献）	
[研究の最終到達目標が達成された場合に期待される効果]	
研究機関記入	
内部評価委員評価理由	<input type="radio"/> a <input type="radio"/> b <input type="radio"/> c a : 目標達成により大きな効果が期待できる c : 目標達成による効果は小さい b : 目標達成による効果が期待できる

(参考) これまでに得られた成果																			
研究機関記入																			
8 進捗状況及び目標達成の阻害要因(残る課題・問題点・リスク等) ※別紙も参考																			
研究機関記入評価																			
内部評価委員評価理由	○a ○b ○c																		
	a : 計画以上に進んでいる b : 計画どおりに進んでいる、又は、進捗の遅れや目標達成の阻害要因はあるが、今後の努力により最終到達目標を達成できる見込みである c : 進捗の遅れや目標達成の阻害要因があり、最終到達目標を達成できないおそれがある																		
9 その他委員からの意見等																			
委内部意見評価																			
10 総合評価結果及び評価を踏まえた研究計画等への対応																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニーズ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>進捗・阻害要因</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			評価項目	評価	点数	ニーズ			効果			進捗・阻害要因			合計点			[対応]	
評価項目	評価	点数																	
ニーズ																			
効果																			
進捗・阻害要因																			
合計点																			
総合評価																			
(参考) 過去の中間評価結果	年度	年度	年度	年度															

事後評価

1 1 最終到達目標の達成度（別紙も参照）	
研究機関記入	
内部評価委員評価理由	<p>○ a ○ b ○ c</p> <p>a : 十分達成できた b : ほぼ達成できた c : 達成できなかった</p>
1 2 研究成果	
[効果の分類]	<input type="checkbox"/> 解析データ、指針、マニュアル等 <input type="checkbox"/> 新技術 <input type="checkbox"/> 新商品 <input type="checkbox"/> ステップアップにおける中間成果 <input type="checkbox"/> 新製品 <input type="checkbox"/> その他
[研究成果及び受益者に対する効果]	
研究機関記入	
内部評価委員評価理由	<p>○ a ○ b ○ c</p> <p>a : 効果大 b : 効果中 c : 効果小</p>

13 その他委員からの意見等

14 総合評価結果

	評価	点数
目標達成度		
効果		
合計点		

総合評価

(参考) 過去の中間評価 結果	年度	年度	年度	年度

事業会計コード	01	事業会計名		評価の確定日	
担当課コード	01	担当課名		担当	

I 事業会計の内容

1 経営の目的

--

2 事業会計の概要

--

II 事業の経営計画

① 収支計画 (単位:百万円)

計画内容		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
収支計画							
	収益的収入						
	収益的支出						
	(A)経常損益						
建設・改良計画							
	資本的支出						
財 源 内 訳	国庫補助金						
	企業債						
	内部留保資金						
	その他						

② 営業(運営)計画

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
(B)						
(C)						
(D)						

③ 貸借対照表 (単位:百万円)

		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
資産合計							
負債合計							
	固定負債						
	流動負債						
	繰延収益						
資本合計							
	資本金						
	剰余金						
負債資本合計							

III 事業を取り巻く状況の変化

--

IV 経営計画の推進状況

経営目標		○年度	○年度	○年度	経営計画の達成状況の分析
(A)	目標値 a (百万円)				
	実績値 b (百万円)				
	達成率 $c=b/a(\%)$				
(B)	目標値 a (%)				
	実績値 b (%)				
	達成率 $c=b/a(\%)$				
(C)	目標値 a				
	実績値 b				
	達成率 $c=b/a(\%)$				
(D)	目標値 a (%)				
	実績値 b (%)				
	達成率 $c=b/a(\%)$				

V 経営の評価

(1) 公益性(必要性)の観点からの評価

評価の結果	補 足 説 明

- ※ 事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、公営企業として実施すべき事業が評価する
- ※ 「A」:「高い」必要性が高い、「B」:「普通」必要性がある、「C」:「低い」必要性が低い

(2) 経済性の観点からの評価

評価の結果	補 足 説 明

- ※ 「A」: 全ての経営目標の達成率が100%、「B」:(A)は目標を達成したが営業(運営)計画上の目標を達成していない、「C」:(A)を達成していない

VI 評価結果を踏まえた今後の事業経営の推進方向

事業幹事部長による評価

総合評価	総合評価の判定理由
<input type="checkbox"/> A 「着実に推進」 <input type="checkbox"/> B 「改善を図りながら推進」 <input type="checkbox"/> C 「見直しが必要」	

VII 政策評価委員会の意見

(評価結果に関する意見)

--

[実施機関を記載]

政策等の評価の実施状況及び
評価結果の政策等への反映状況

[評価の種類(名称)を記載]

ア 実施状況

① 対象

--

② 実施時期

--

③ 評価に用いたデータ等

--

④ 評価に用いた観点及び判定基準

--

イ ○○評価結果の概要及び評価結果の反映状況

--

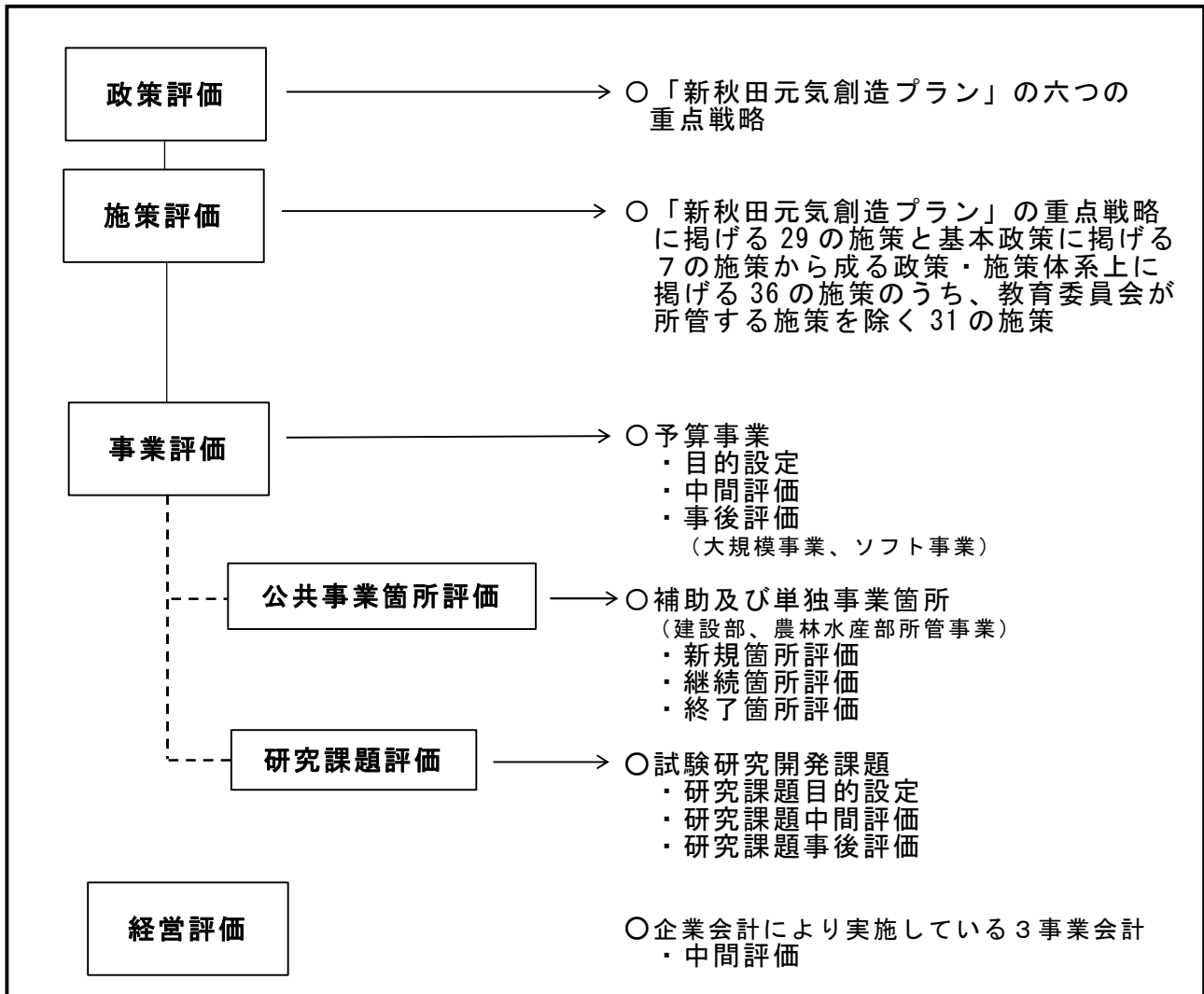
(参考資料)

1 評価の体系及び実施主体・対象等一覧

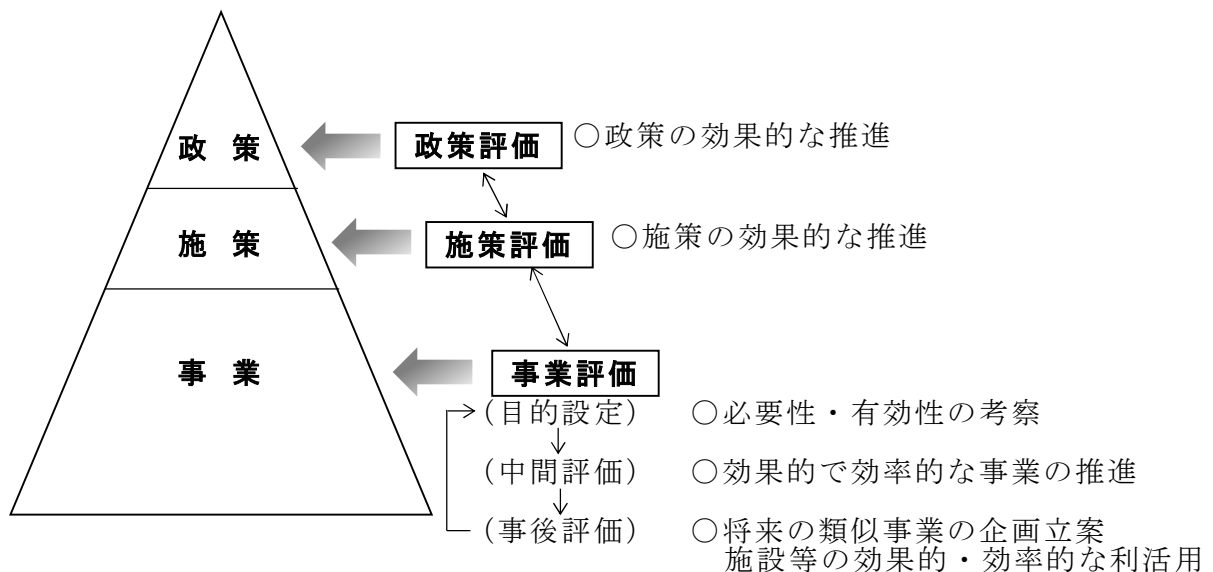
(1) 知事が行う政策等の評価の体系

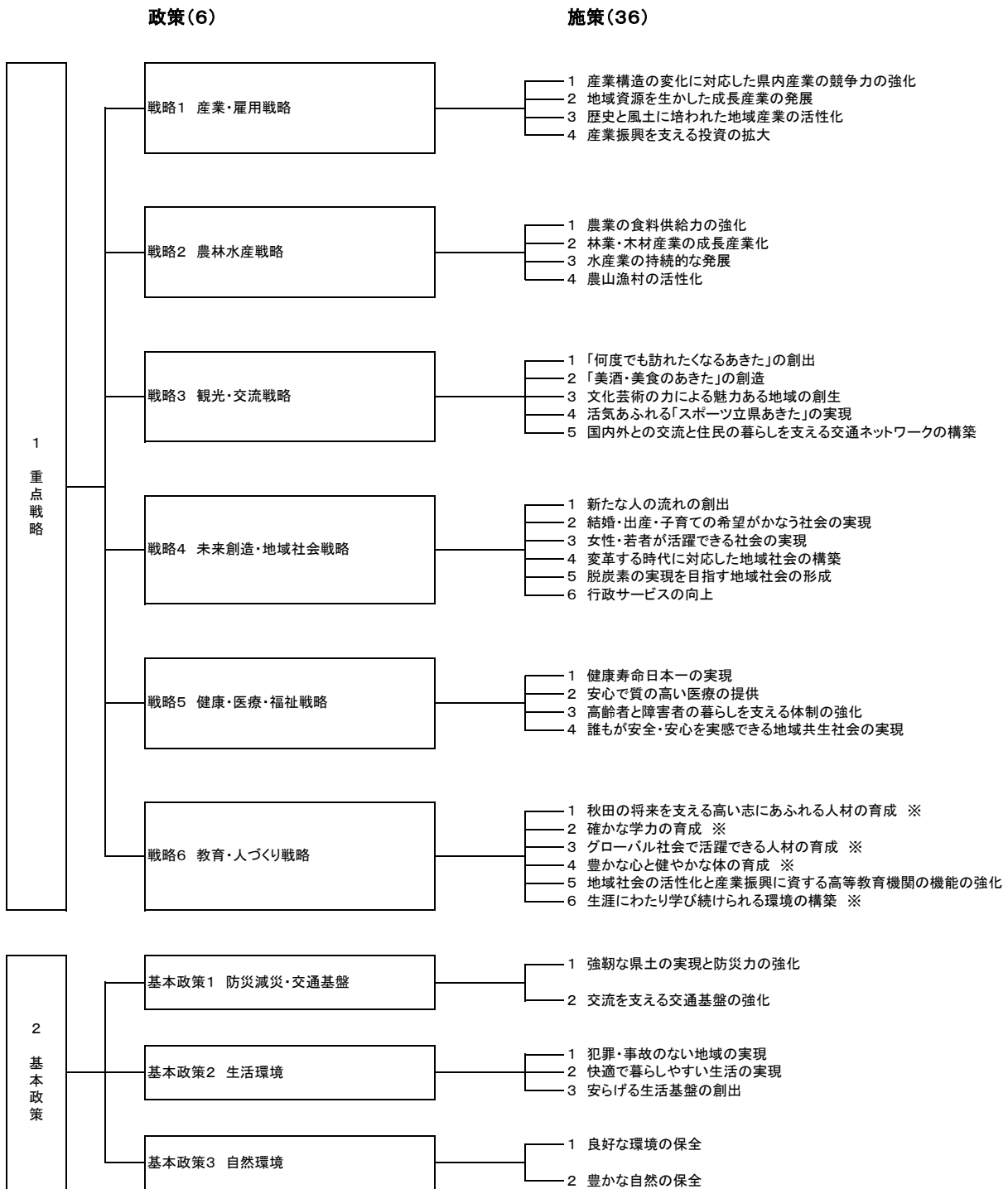
(2) 政策等の評価の実施主体・対象等一覧

1 (1) 知事が行う政策等の評価の体系



■評価の体系と目的





(※教育委員会が所管する施策)

1 (2) 政策等の評価の実施主体・対象等一覧

	実施主体・時期	対 象
政策評価	○政策企画部長 7月末日まで	■新秋田元気創造プランの六つの重点戦略
施策評価	○施策幹事部長 総合政策課長が別に通知する日 まで	■「新秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる29の施策と基本政策に掲げる7の施策から成る政策・施策体系上に掲げる36の施策のうち、教育委員会が所管する次の各号に掲げる施策を除く31の施策 一 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成 二 確かな学力の育成 三 グローバル社会で活躍できる人材の育成 四 豊かな心と健やかな体の育成 五 生涯にわたり学び続けられる環境の構築
事業評価 (目的 設定)	○新規事業所管課長 総合政策課長が別に通知する日 まで ○総合政策課長は、指標及び年度毎の目標値の妥当性について審査点検を実施。 その際、必要に応じ、ヒアリングを実施。	■令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算に新たに予算要求する新規事業であって、プランに掲げる重点戦略及び基本政策に位置づけられた政策経費事業。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業 二 県有施設の維持修繕事業（老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要のある事業）及び解体撤去のみの事業並びに機器更新事業 三 受託事業や交付金事業で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で、県の政策関与が生じない事業（例えば、委託調査事業、国保関係事業など） 四 知事部局内部の組織機構等の管理運営に関する事務で、総事業費が1億円未満の事業（例えば、システム構築事業、総務事務センター事業など） 五 計画策定事業及び調査・統計事業 六 公共事業箇所評価の対象事業 七 研究課題評価の対象事業 八 基金積立事業などの他会計繰出金 九 公債費（地方債の定期償還に係るものに限る。） 十 地域重点施策推進事業
事業評価 (中間)	○継続事業所管課長 総合政策課長が別に通知する日 まで	■令和8年度の当初予算に計上されている継続事業であって、目的設定をしている政策予算に係る事業。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。 一 前年度の年間事業費（決算額）が300万円未満のもの 二 その他 ア 基盤・施設整備事業（当該事業に係る調査・設計を含む。） イ 決定済みの補助金交付事業（利子補給金等）

	実施主体・時期	対 象
事業評価 (事後)	○終了事業所管課長 総合政策課長が別に通知する日 まで	<p>■目的設定をした事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大規模事業 総事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、令和2年度又は令和6年度に完了したもの 二 ソフト事業 最終年度決算額(見込みを含む)が1千万円以上の事業で、令和7年度に完了したもの
公共事業 新規箇所 評価	<p>○新規箇所所管課長の1次評価 国への要望又は予算見積書の提出 期限まで</p> <p>○新規箇所選定会議における最終 評価 1次評価調査受理後、速やかに 実施。</p>	<p>■県が新たに実施しようとする公共事業のうち、農林水産部及び建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業で総事業費が2億円以上の事業箇所であって、令和8年度補正予算及び令和9年度の当初予算に予算計上しようとする箇所。 ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所 三 新規箇所評価を行い事業に着手した後、他の事業に移行しようとする事業箇所が、かつ当初段階からの新たな総事業費の増額が3割以内のもの
公共事業 継続箇所 評価	○継続箇所所管課長 9月末日まで	<p>■新規箇所評価を受け、県が継続して実施している公共事業のうち、農林水産省、林野庁、水産庁及び国土交通省が所管する国庫補助事業並びに総事業費が5億円以上の県単独事業で、次の各号に該当する事業箇所及び前回評価時からの増額が3割以上の事業箇所並びに社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により見直しの必要性が生じた箇所。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農林水産省所管事業 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後6年継続(6年目)した事業箇所 二 林野庁所管事業 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後11年継続(11年目)した事業箇所 三 水産庁所管事業 ア 採択後6年継続(6年目)及び継続箇所評価後6年継続(6年目)した事業箇所 イ 海岸事業で、採択後11年継続(11年目)した事業箇所 四 国土交通省所管事業 採択後5年継続(5年目)及び継続箇所評価後5年継続(5年目)した事業箇所 五 県単独事業 着手後5年目及び継続箇所評価後5年目の事業箇所 <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所 <p>●各サイクルの中間年となる新規箇所評価後3年継続時(3年目)(水産庁所管海岸事業においては6年継続時(6年目))及び継続箇所評価後3年継続時(3年目)(林野庁所管事業及び水産庁所管海岸事業においては6年継続時(6年目))には、評価基準点の確認を行い、公共事業評価専門委員会へ報告することとし、そのうち、評価基準点が前回評価と比較し5点以上減点となった箇所や、前回との比較が困難な箇所は、調書を作成し審議の対象とする。</p>

	実施主体・時期	対 象
公共事業 終了箇所 評価	○終了箇所所管課長 11月末日まで	<p>■新規箇所評価を受け、県が実施した公共事業のうち、農林水産部及び建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業の総事業費が10億円以上の事業箇所、事業が終了した日から2年を経過した日の属する年度が令和8年度である事業箇所。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所
研究評価 (目的 設定)	<p>○研究機関の長 総合政策課長が別に通知する日 まで</p> <p>○必要に応じて外部有識者等の意見 聴取等を実施</p>	<p>■令和8年度補正予算及び令和9年度の当初予算に新たに予算計上しようとする研究課題。</p>
研究評価 (中間)	<p>○研究機関の長 総合政策課長が別に通知する日 まで</p> <p>○外部評価委員会による評価 総合政策課長が別に通知する日 まで</p>	<p>■令和7年度以前に研究に着手し、令和8年度に予算計上している研究課題及び研究期間を延長しようとする研究課題。</p> <p>ただし、令和9年度予算計上しないものを除く。</p> <p>●外部評価委員会が評価を実施する研究課題 内部評価を実施した研究課題のうち、総合政策課長が外部評価実施を特に必要と判断する研究課題。</p>
研究評価 (事後)	<p>○研究機関の長 総合政策課長が別に通知する日 まで</p> <p>○外部評価委員会による評価 総合政策課長が別に通知する日 まで</p>	<p>■令和7年度に終了した研究課題。</p> <p>●外部評価委員会が評価を実施する研究課題 内部評価を実施した研究課題のうち、総合政策課長が外部評価実施を特に必要と判断する研究課題。</p>
経営評価 (中間)	○事業幹事部長 6月末日まで	<p>■公営企業課が所管する電気事業及び工業用水道事業、下水道マネジメント推進課が所管する下水道事業の3事業会計。</p>

(参考資料)

2 政策評価等の年間スケジュール及び作業手順

(1) 政策評価等の年間スケジュール

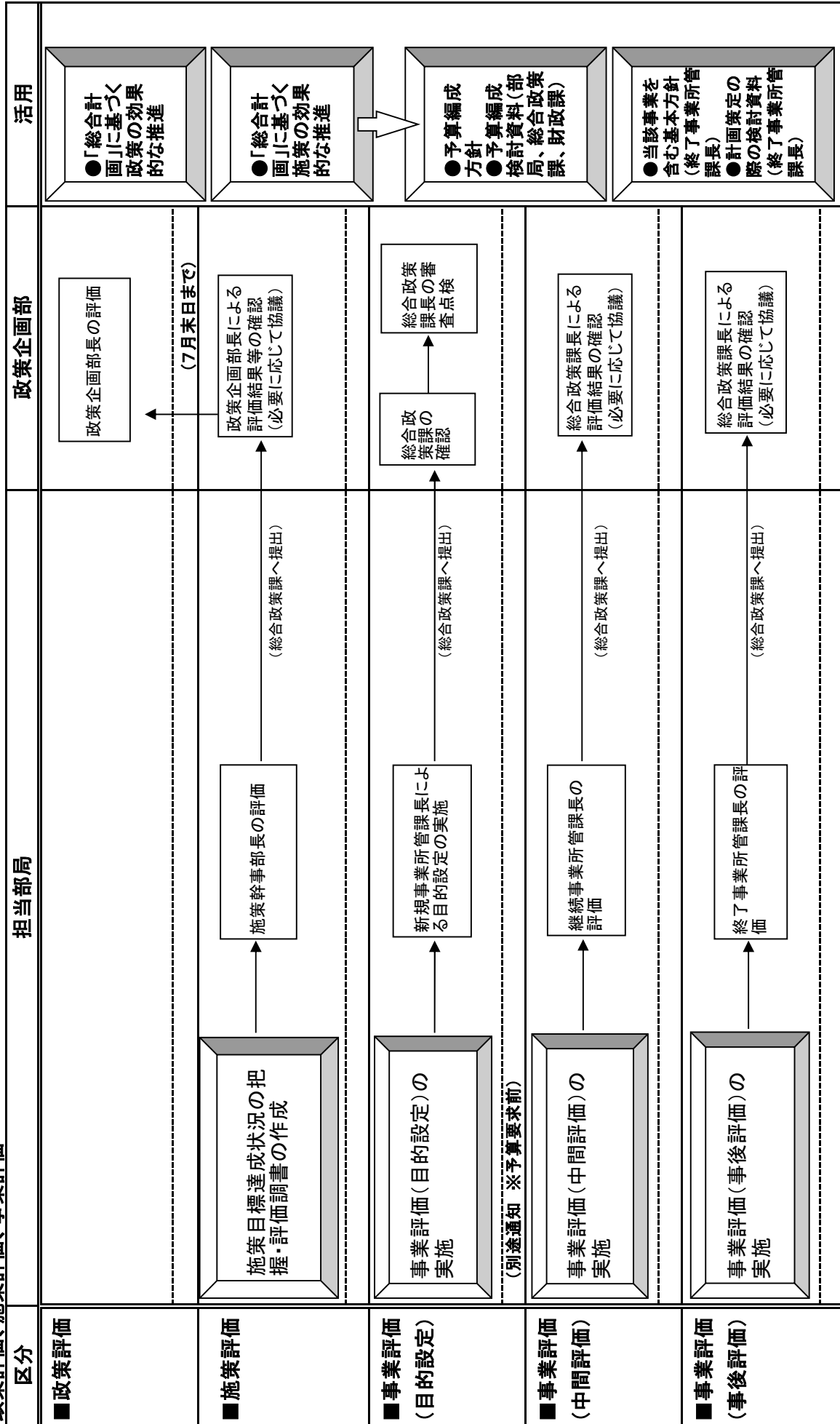
(2) 作業手順（フロー図）

2 (1) 政策評価等の年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県民意識調査		県民意識調査実施										
政策評価委員会				評価の結果の審議 (知事部局、教育、公安・警察)								
政策等評価制度 調査検討会議										評価制度の改善検討		
事業(中間・事後) 評価	●実施計画公表 及び配布	事業(中間・事後)評価 事業所管課長			議会への報告 県民への公表 ○評価の実施 状況 ○評価結果の 政策等への 反映状況						次年度実施計画の検討	
施策評価		施策評価 施策幹事部長										
政策評価		政策評価 政策企画部長										
目的設定表		各議会の議決後速やかに公表	6月補正	9月補正	9月補正	9月補正	次年度当初	12月補正	2月補正			
公共事業箇所評価				公共新規	公共継続	公共終了						
研究評価		研究(中間・事後)			研究(目的)							
経営評価			経営(中間)									
予算編成							予算 編成方針			予算編成		

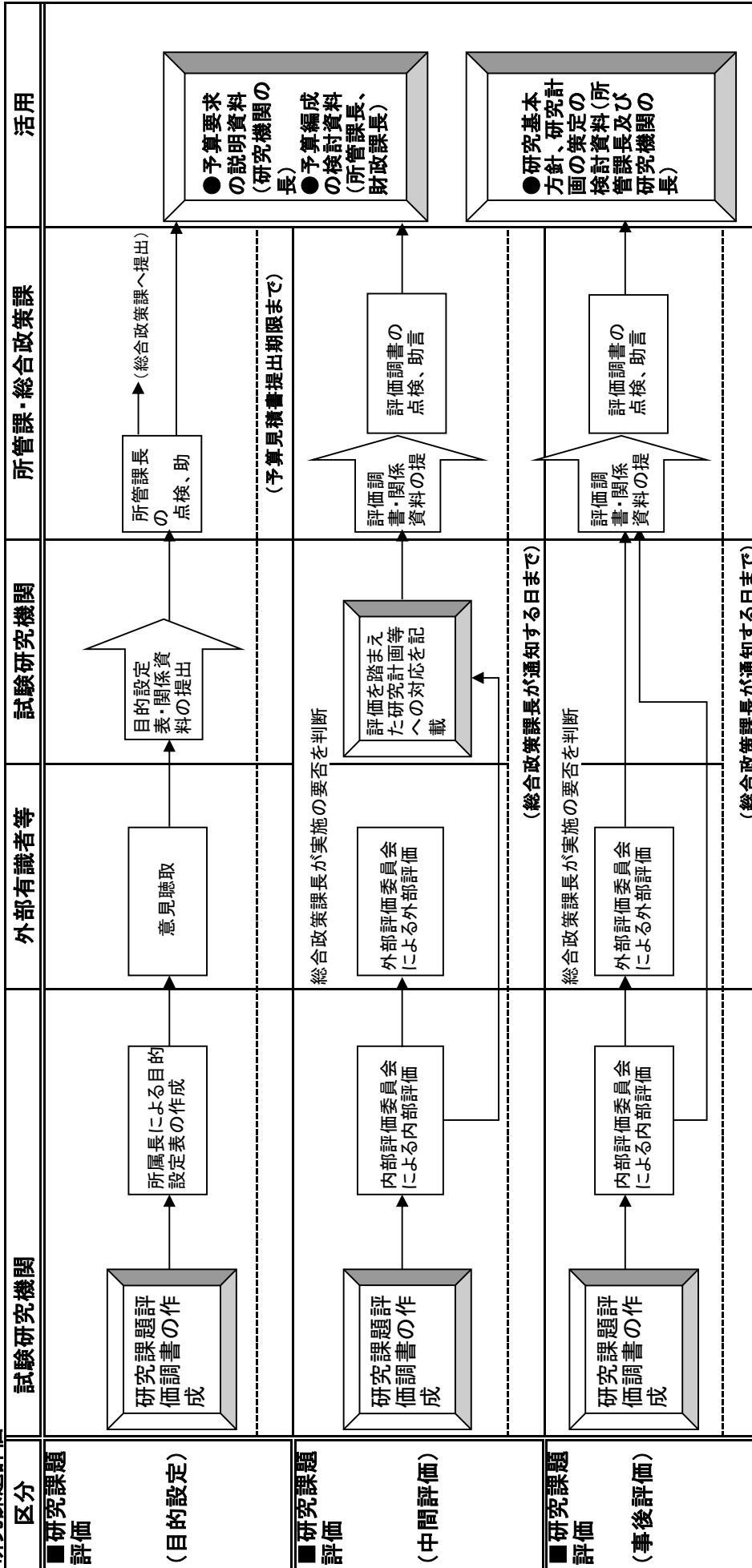
2(2) 作業手順(フロー図)

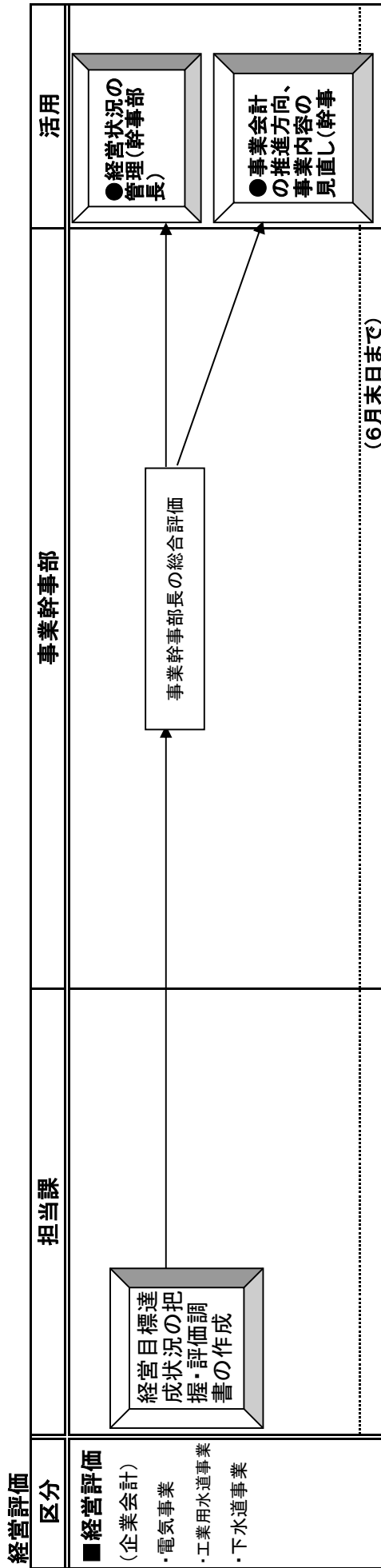
政策評価、施策評価、事業評価



公共事業箇所評価	区分	担当部局	政策企画部	新規箇所選定会議	担当部局	活用
<p>■公共事業箇所評価 (新規箇所評価)</p>	<p>公共事業新規箇所評価調書の作成</p> <p>新規箇所管長の1次評価 (総合政策課へ提出)</p>	<p>総合政策課で提出資料の確認</p> <p>新規箇所選定会議による最終評価</p>	<p>新規箇所管長の1次評価</p> <p>新規箇所選定会議による最終評価</p>	<p>新規箇所選定会議による最終評価</p>	<p>「評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)」を記載</p>	<p>● 予算要求の説明資料(新規・継続箇所管長) ● 予算編成の検討資料(農林水産部長、建設部長及)</p> <p>● 当該事業終了後の維持管理や活用のあるあり方の検討資料(終了箇所事業箇所管長)</p>
<p>■公共事業箇所評価 (継続箇所評価)</p>	<p>公共事業継続箇所評価調書の作成</p> <p>継続箇所管長の評価 (総合政策課へ提出)</p>	<p>(1次評価調書を受理後、速やかに選定会議を開催)</p>	<p>継続箇所管長の評価</p> <p>継続箇所管長の評価 (総合政策課へ提出)</p>	<p>(国に新規箇所の採択を要望する前、又は当該年度補正予算及び次年度当初予算の見積書提出まで)</p>	<p>(9月末日まで)</p>	
<p>■公共事業箇所評価 (終了箇所評価)</p>	<p>公共事業終了箇所評価調書の作成</p> <p>終了箇所管長の評価 (総合政策課へ提出)</p>		<p>終了箇所管長の評価</p> <p>終了箇所管長の評価 (総合政策課へ提出)</p>		<p>(11月末日まで)</p>	

研究課題評価





(参考資料)

3 政策・施策評価の幹事部局
及び評価コード一覧

「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」政策・施策体系一覧

政策分類	戦略名	目指す姿名	実施の方向性	政策幹事部局	目指す姿幹事部局	担当課室	
重点戦略	1 産業・雇用戦略	1 産業構造の変化に対応した県内産業の競争力の強化	1 経営資源の融合と事業承継の促進	産業労働部	産業労働部 (商工業振興課)	産業政策課	
			2 デジタル技術の活用促進			新産業創造課	
			3 産学官連携による研究開発の推進			商工業振興課	
			4 地域経済を牽引する県内企業の育成			新産業創造課	
			5 アジア等との貿易の促進			商工業振興課	
			6 産業人材の確保・育成			商工業振興課	
			7 起業の促進と小規模企業の振興			雇用労働政策課	
		2 地域資源を生かした成長産業の発展	1 輸送機関連産業の振興		産業労働部 (商工業振興課)	輸送機関連産業の振興	輸送機産業振興室
			2 新エネルギー関連産業の振興			クリーンエネルギー産業振興課	
			3 情報関連産業の振興			商工業振興課	
		3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化	1 食品製造業の振興 ※戦略3に再掲		産業労働部 (商工業振興課)	食品製造業の振興	県産品振興課
			2 伝統的工芸品等産業の振興			商工業振興課	
			3 商業・サービス業の振興			商工業振興課	
			4 建設産業の振興			建設政策課	
			5 環境・リサイクル産業の振興			技術管理課	
		4 産業振興を支える投資の拡大	1 企業立地等の促進		産業労働部 (産業集積課)	企業立地等の促進	産業集積課
	2 港湾施設の整備		港湾空港課				
	2 農林水産戦略	1 農業の食料供給力の強化	1 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成	農林水産部	農林水産部 (農林政策課)	農林政策課	
			2 持続可能で効率的な生産体制づくり			農業経済課	
			3 マーケットに対応した複合型生産構造への転換			農林政策課(公設試)	
			4 戦略的な米生産と水田のフル活用の推進			水田総合利用課	
			5 農産物のブランド化と流通・販売体制の整備			園芸振興課	
		2 林業・木材産業の成長産業化	1 次代を担う人材の確保・育成		農林水産部 (林業木材産業課)	次代を担う人材の確保・育成	林業木材産業課
			2 再造林の促進			森林資源造成課	
			3 木材の生産・流通体制の整備と利用の促進			農林政策課(公設試)	
			4 森林の有する多面的機能の発揮の促進			森林資源造成課	
		3 水産業の持続的な発展	1 次代を担う人材の確保・育成		農林水産部 (水産漁港課)	次代を担う人材の確保・育成	水産漁港課
			2 つくり育てる漁業の推進			農林政策課(公設試)	
			3 漁業生産の安定化と水産物のブランド化			水産漁港課	
			4 漁港・漁場の整備			農林政策課(公設試)	
		4 農山漁村の活性化	1 次代を担う人材の確保・育成		農林水産部 (農山村振興課)	次代を担う人材の確保・育成	水産漁港課
			2 地域資源を生かした多様な農村ビジネスの促進			農林政策課(公設試)	
			3 新たな兼業スタイルによる定住の促進			農山村振興課	
	4 多面的機能を有する里地里山の保全		農山村振興課				
	3 観光・交流戦略	1 「何度でも訪れたくなるあきた」の創出	1 自立した稼ぐ観光エリアの形成	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部 (観光戦略課)	観光戦略課	
			2 ターゲットの的確な把握と効果的な誘客プロモーションの展開			観光戦略課	
			3 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進			観光戦略課	
			4 旅行者の多様なニーズに応じた受入態勢の整備			観光戦略課	
			5 戦略的なインバウンド誘客の推進			観光戦略課	
		2 「美酒・美食のあきた」の創造	1 消費者ニーズを捉えたオリジナル商品の開発と秋田の「食」のブランド化		観光文化スポーツ部 (県産品振興課)	消費者ニーズを捉えたオリジナル商品の開発と秋田の「食」のブランド化	県産品振興課
2 食品製造業の振興			県産品振興課				
3 多様な流通チャネルを活用した県産食品の販売の促進			県産品振興課				
3 文化芸術の力による魅力ある地域の創生		1 あきた芸術劇場を核とした文化芸術の発信とにぎわいづくり	観光文化スポーツ部 (文化振興課)		あきた芸術劇場を核とした文化芸術の発信とにぎわいづくり	文化振興課	
		2 文化芸術活動の促進と次代を担う人材の確保・育成			文化振興課		
4 活気あふれる「スポーツ立県あきた」の実現		1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進	観光文化スポーツ部 (スポーツ振興課)		ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進	文化振興課	
		2 スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大			スポーツ振興課		
		3 全国・世界で活躍できるアスリートの発掘と育成・強化			スポーツ振興課		
		4 スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備			スポーツ振興課		
5 国内外との交流と住民の暮らしを支える交通ネットワークの構築		1 幹線鉄道の整備の促進とフェリー航路の維持・拡充	観光文化スポーツ部 (交通政策課)		幹線鉄道の整備の促進とフェリー航路の維持・拡充	交通政策課	
		2 航空路線の維持・拡充			交通政策課		
	3 利便性の高い地域公共交通網の形成	交通政策課					
	4 第三セクター鉄道の持続的な運行と観光利用の促進	交通政策課					
	5 高速道路等の整備	道路課					
4 未来創造・地域社会戦略	1 新たな人の流れの創出	1 首都圏等からの移住の促進	人口戦略部	人口戦略部 (移住・定住促進課)	移住・定住促進課		
		2 人材誘致の推進と関係人口の拡大			建築住宅課		
		3 若者の県内定着・回帰の促進			移住・定住促進課		
	2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現	1 結婚・出産・子育てを前向きに捉える気運の醸成		人口戦略部 (男女共同参画推進課)	結婚・出産・子育てを前向きに捉える気運の醸成	男女共同参画推進課	
		2 出会い・結婚への支援			男女共同参画推進課		
		3 安心して出産できる環境づくり			保健・疾病対策課		
		4 安心して子育てできる体制の充実			医療事業課		
	3 女性・若者が活躍できる社会の実現	1 男女共同参画の推進		人口戦略部 (男女共同参画推進課)	男女共同参画の推進	こども支援課	
		2 あらゆる分野における女性の活躍の推進			国保医療室		
		3 若者のチャレンジへの支援			男女共同参画推進課		
	4 変革する時代に対応した地域社会の構築	1 優しさで多様性に満ちた秋田づくり		人口戦略部 (人口戦略課)	優しさで多様性に満ちた秋田づくり	建築住宅課	
		2 地域住民が主体となった地域コミュニティづくり			男女共同参画推進課		
		3 多様な主体による協働の推進			雇用労働政策課		
		4 持続可能でコンパクトなまちづくり			男女共同参画推進課		

政策分類	戦略名	目指す姿名	実施の方向性	政策幹事部局	目指す姿幹事部局	担当課室			
重点戦略	4 未来創造・地域社会戦略	5 脱炭素の実現を目指す地域社会の形成	1 脱炭素化に向けた県民運動の推進	人口戦略部	生活環境部 (温暖化対策課)	温暖化対策課			
			2 持続可能な資源循環の仕組みづくり			環境保全課			
		6 行政サービスの向上	1 デジタル・ガバメントの推進			政策企画部 (デジタル政策推進課)	デジタル政策推進課		
			2 県・市町村間の協働の推進				市町村課		
		5 健康・医療・福祉戦略	1 健康寿命日本一の表現			1 健康づくり県民運動の推進	健康福祉部	健康福祉部 (健康づくり推進課)	健康づくり推進課
						2 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進			健康づくり推進課
	3 特定健診・がん検診の受診の促進			健康づくり推進課					
	4 高齢者の健康維持と生きがいづくり			国民医療室					
	2 安心で質の高い医療の提供		1 医療を支える人材の育成・確保	健康福祉部 (医務薬事課)	医務薬事課				
			2 地域医療の提供体制の整備		医療人材対策室				
			3 総合的ながん対策・循環器病対策の推進		保健・疾病対策課				
			4 広大な県土に対応した三次医療機能の整備		医務薬事課				
			5 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保		健康づくり推進課				
	3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化		1 介護・福祉人材の確保・育成と労働環境の改善の促進	健康福祉部 (長寿社会課)	地域・家庭福祉課				
			2 介護・福祉基盤の整備		長寿社会課				
			3 医療・介護・福祉の連携の促進		福祉政策課				
			4 高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止の推進		長寿社会課				
			5 認知症の人と家族を地域で支える体制づくり		障害福祉課				
			6 障害者の地域生活と社会参加に向けた環境づくり		福祉政策課				
	4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現		1 包括的な相談支援体制の整備	健康福祉部 (地域・家庭福祉課)	地域・家庭福祉課				
			2 総合的な自殺予防対策の推進		保健・疾病対策課				
			3 児童虐待防止対策と里親委託の推進		地域・家庭福祉課				
		4 子どもへの貧困対策の推進と生活困窮者の自立に向けた支援	地域・家庭福祉課						
		5 ひきこもり状態にある人を支える体制づくり	障害福祉課						
6 多様な困難を抱える人への支援		福祉政策課							
6 教育・人づくり戦略		1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成	1 地域に根ざしたキャリア教育の推進		教育庁	教育庁 (高校教育課)	義務教育課		
			2 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進				高校教育課		
		2 確かな学力の育成	1 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進			教育庁 (総務課)	義務教育課		
			2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進				高校教育課		
	3 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進		特別支援教育課						
	4 魅力的で良質な教育環境づくり		特別支援教育課						
	3 グローバル社会で活躍できる人材の育成	1 グローバル化に対応した英語教育の推進	教育庁 (高校教育課)	高校教育課					
		2 多様な国際教育の推進		高校教育課					
		3 県民の国際理解の促進と多文化共生の推進		国際課					
	4 豊かな心と健やかな体の育成	1 規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進	教育庁 (特別支援教育課)	義務教育課					
		2 インクルーシブ教育システムの推進		高校教育課					
	5 地域社会の活性化と産業振興に資する高等教育機関の機能の強化	1 多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進	政策企画部 (高等教育振興課)	生涯学習課					
		2 次代を担う学生の確保と人材育成への支援		特別支援教育課					
	6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築	1 多様な学びの場づくり	教育庁 (生涯学習課)	保健体育課					
		2 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用		高校教育課					
	基本政策	7 防災減災・交通基盤	1 強靱な県土の実現と防災力の強化	1 災害に対応できる道路、鉄道等の交通基盤の整備		建設部	建設部 (建設政策課)	道路課	
				2 大規模地震に備えた耐震性の推進				港湾空港課	
				3 頻発化・激甚化する水災害に備えた流域治水対策の推進				交通政策課	
4 県民の生命と財産を守る安全な地域づくり				下水道マネジメント推進課、 道路課					
5 インフラ施設の長寿命化の推進				建築住宅課					
6 地域における防災活動の促進				下水道マネジメント推進課、 道路課					
2 交流を支える交通基盤の強化		1 高速道路等の整備	建設部 (建設政策課)	道路課					
		2 港湾施設の整備		港湾空港課					
8 生活環境		1 犯罪・事故のない地域の実現	1 防犯意識の向上と防犯活動の促進	生活環境部	生活環境部 (県民生活課)			県民生活課	
			2 犯罪被害者等への支援					警察本部 生活安全企画課	
			3 「人優先」を基本とした交通安全対策の推進					県民生活課	
			4 総合的な雪対策の推進					警察本部 警務課	
	5 自立した消費者の育成と消費者被害の防止		警察本部 警務課						

政策分類	戦略名	目指す姿名	施策の方向性	政策幹事部局	目指す姿幹事部局	担当課室	
基本政策	8 生活環境	2 快適で暮らしやすい生活の実現	1 食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援	生活環境部	生活環境部 (生活衛生課)	生活衛生課	
			2 生活衛生事業者への支援			生活衛生課	
			3 人と動物が共生する地域づくり			生活衛生課	
			4 空き家対策の推進			地域づくり推進課	
			5 情報通信インフラ等の整備の促進			デジタル政策推進課	
		3 安らげる生活基盤の創出	1 安全・安心を支える生活道路の整備			建設部 (建設政策課)	道路課
	2 良好な生活排水処理基盤の整備	都市計画課					
	3 安らぎと潤いのある空間づくり	下水道マネジメント推進課					
	9 自然環境	1 良好な環境の保全	1 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進	生活環境部	生活環境部 (環境保全課)	環境保全課	
			2 八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進			循環型社会推進課	
		2 豊かな自然の保全	1 生物の多様性の確保と自然公園等の適正な管理		環境保全課		
			2 野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進		八郎湖環境対策室		
						生活環境部 (自然保護課)	自然保護課
							自然保護課
						水田総合利用課	
						水産漁港課	
				森林環境保全課			

(参考資料)

4 評価に関する根拠条例等

- (1) 秋田県政策等の評価に関する条例
- (2) 秋田県政策等の評価に関する基本方針

○秋田県政策等の評価に関する条例

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第十一号

秋田県政策等の評価に関する条例をここに公布する。

秋田県政策等の評価に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が行う政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の評価に関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策等への適切な反映を図るとともに、政策等の評価に関する情報を公表し、もって成果を重視する行政の推進に資するとともに、県の行政活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会及び警察本部長をいう。

2 この条例において「政策」とは、実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針をいう。

3 この条例において「施策」とは、政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。

4 この条例において「事業」とは、施策に従って実施する個々の方策その他これに類するものをいう。

(政策等の評価の在り方)

第三条 実施機関は、その所掌に係る政策等について、適時に、その効果（当該政策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策等の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策等に適切に反映させるものとする。

2 実施機関は、前項の規定に基づく政策等の効果の把握に当たっては、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的にこれを行わなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定に基づく評価（以下「政策等の評価」という。）に当たっては、県民の意見を採り入れるように努めるものとする。

(基本方針)

第四条 知事は、政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、他の実施機関と協議して政策等の評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の実施計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方

二 政策等の評価の観点に関する基本的な事項

三 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

四 事前評価（政策等を決定する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

五 中間評価（政策等を決定した後で政策等が終了する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

六 事後評価（政策等が終了した後に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

八 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する基本的な事項

九 政策等の評価の結果等の公表に関する基本的な事項

十 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

十一 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県政策評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（実施計画）

第五条 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る政策等について、毎年度、政策等の評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する考え方

二 政策等の評価の対象に関する事項

三 政策等の評価の観点に関する事項

四 政策等の効果の把握に関する事項

五 事前評価に関する事項

六 中間評価に関する事項

七 事後評価に関する事項

八 政策等の評価の実施の時期に関する事項

九 政策等の評価に係る評価調書に関する事項

十 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する事項

十一 政策等の評価の結果等の公表に関する事項

十二 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項

十三 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項

3 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（評価調書）

第六条 実施機関は、政策等の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価調書を作成しなければならない。

一 政策等の評価の対象とした政策等の概要

二 政策等の評価を実施した時期

三 政策等の評価の観点

四 政策等の効果の把握の手法及びその結果

五 秋田県政策評価委員会の意見

六 政策等の評価を行うに当たって使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策等の評価の結果

2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(政策等の評価の結果の活用)

第七条 知事は、政策等の評価の結果を予算の編成及び県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用するものとする。

(議会への報告)

第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

(相互協力)

第九条 実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力を行うものとする。

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織及び委員の任期)

第十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- 一 公共事業評価専門委員会 公共事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。
 - 二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。
- 2 委員会に、前項の規定により専門委員会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議をさせるため、専門委員を置く。
- 3 専門委員は、所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。
- 5 第十一条第三項及び第四項の規定は専門委員について、前二条の規定は専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門委員長」と、「委員会」とあるのは「専門委員会」と、「委員」とあるのは「専門委員会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 6 所掌事項については、専門委員会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任規定)

第十五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合開発審議会の委員及び専門委員」を

「総合開発審議会の委員及び専門委員
政策評価委員会の委員及び専門委員」 に改める

附 則(平成一八年条例第四三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県政策等の評価に関する基本方針

令和5年4月1日

秋 田 県

目 次

序 文

第 1 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方

- 1 実施機関の責務
- 2 評価の対象範囲
- 3 評価の種類
- 4 実施計画の共同策定
- 5 基本方針の見直し

第 2 政策等の評価の観点に関する基本的な事項

- 1 適切な観点の選択
- 2 必要性、効率性、有効性の観点
- 3 その他当該政策等の特性に応じた必要な観点

第 3 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

- 1 合理的な手法の選択
- 2 定性的な手法の使用等

第 4 目的設定に関する基本的な事項

- 1 目的設定の目的
- 2 目的設定の対象

第 5 事前評価に関する基本的な事項

- 1 事前評価の目的
- 2 事前評価の対象

第 6 中間評価に関する基本的な事項

- 1 中間評価の目的
- 2 中間評価の対象

第 7 事後評価に関する基本的な事項

- 1 事後評価の目的
- 2 事後評価の対象

第 8 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

- 1 目的設定の実施時期
- 2 事前評価の実施時期
- 3 中間評価の実施時期
- 4 事後評価の実施時期

第 9 政策等の評価結果の政策等への反映に関する基本的な事項

- 1 評価結果の反映の仕組みの整備
- 2 反映状況の把握等

第 10 政策等の評価結果等の公表に関する基本的な事項

- 1 公表の方法等
- 2 公表の時期

第 11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

- 1 秋田県政策評価委員会の所掌事務
- 2 専門委員会の所掌事項
- 3 諮問事項
- 4 諮問に係る相互協議
- 5 諮問事項に関する資料の事前送付

第 12 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

- 1 政策等の評価の実施方法
- 2 県民の意見を取り入れた評価の実施
- 3 政策等の評価結果の活用
- 4 評価結果等の情報の提供
- 5 議会への報告
 - (1) 報告書の内容
 - (2) 報告書の作成及び提出
 - (3) 報告書の議会への提出

秋田県政策等の評価に関する基本方針

地方分権時代を迎え、県民の視点に立ち、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ効果的な行政運営が求められている中で、本県においては、平成10年度から政策・事業評価制度を導入している。

この評価制度は、政策、施策、事業（以下「政策等」という。）の効果等を合理的な手法を用いて測定・分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、的確な政策等の企画立案や実施に有用な情報を提供するとともに、その結果を政策等に適切に反映させることにより、成果を重視した、効率的で質の高い行政の推進と県民に対する説明責任の徹底に資するものである。

こうした重要な役割を担う評価制度を県政運営の基本制度として明確に位置付け、政策等の評価のより厳格な実施と評価に対する信頼性の向上を図るとともに、外部評価機関の設置により、評価制度の一層の充実と評価の客観性の向上を図る観点から、県では、「秋田県政策等の評価に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成14年4月1日から施行した。

この「秋田県政策等の評価に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、条例の下における政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、条例第4条の規定に基づき、実施機関が定める実施計画の指針となるべき事項を明らかにするとともに、評価活動について県全体として統一的に取り組む必要のある事項を定めたものである。

各実施機関においては、条例の目的とする県民の視点に立った、成果を重視する行政の推進と県民に対する説明責任の徹底が図られるよう、この基本方針に基づいて実施計画を策定し、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施と評価結果の政策等への適切な反映に努めるものとする。

第1 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方

1 実施機関の責務

ア 実施機関は、評価制度の目的を実現するため、条例、基本方針に基づき、実施機関の所掌する政策等の特性に応じた実効性のある評価を実施するものとする。

イ 実施機関は、評価制度を、企画・立案－実施－評価－改善を主要な要素とする政策等のマネジメント・サイクルの中に明確に組み込み、県民本位のより質の高い政策等の推進に努めるものとする。

ウ 実施機関は、県民に対する説明責任を徹底するとともに、県民参加を促進するため、政策等の評価に関する情報を積極的に公表するものとする。

エ 実施機関は、政策等の評価に関し、県全体としての統一性を確保するよう努めるものとする。

オ 実施機関は、政策等の評価の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策等の評価に従事する職員の資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じ、政策等の評価の充実に努めるものとする。

2 評価の対象範囲

ア 政策等の評価の対象範囲については、条例第2条の定義に基づき、実施機関が所管する政策等に応じて実施機関が実施計画において定めるものとする。

イ 実施機関が行う事務のうち、内部管理に関する事務については、条例第2条第4項に規定する事業には含まれないものとし、評価対象とはしないものとする。

3 評価の種類

政策等の評価の種類は、実施機関が実施計画において定めるものとする。

4 実施計画の共同策定

公安委員会及び警察本部長は、両実施機関の所掌事項が密接に関連することに鑑み、双方の合意に基づき共同で実施計画を定めることができるものとする。

5 基本方針の見直し

基本方針は、政策等の評価の実施状況や秋田県政策評価委員会の審議等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

第2 政策等の評価の観点に関する基本的な事項

1 適切な観点の選択

政策等の評価の観点は、次の2及び3により、評価対象となる政策等の特性に応じて適切に選択するものとし、評価の観点の具体的な内容については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

2 必要性、効率性、有効性の観点

ア 必要性については、評価の対象となる政策等の目的が県民ニーズや上位目的に照らして妥当性を有しているか、県が関与する必要性があるかなどに着目するものとする。

イ 効率性については、限られた行政資源の下で、投入された資源量に見合う効果が得られるか又は実際に得られているか、必要な効果がより少ない費用負担で得られる手法がないかなどに着目するものとする。

ウ 有効性については、政策等の実施により、期待される効果が得られるか又は実際に得られているかなどに着目するものとする。

3 その他当該政策等の特性に応じた必要な観点

実施機関は、必要性、効率性及び有効性の観点のほか、評価対象となる政策等の特性に即した適切な観点がある場合は、これを必要に応じて設定するものとする。

第3 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

1 合理的な手法の選択

政策等の効果の把握に当たっては、効果の把握に要する費用、事務量、期間等を考慮し、評価の目的、評価の対象の性質に応じて適用可能で合理的な手法を用いるものとする。

2 定性的な手法の使用等

ア 政策等の効果を定量的に把握することが困難な場合は、定性的な手法を用いるものとする。

なお、その際には、政策等の効果を可能な限り客観的な事実に基づいて説明するなど、客観性の確保に十分配慮するものとする。

イ 政策等の効果の把握に関する具体的な事項については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第4 目的設定に関する基本的な事項

1 目的設定の目的

目的設定は、事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態を明らかにすることを目的とする。

2 目的設定の対象

ア 目的設定の対象は事業とする。

イ 対象とする事業の範囲については、当該事業の与える影響の程度、評価に要する費用等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第5 事前評価に関する基本的な事項

1 事前評価の目的

事前評価は、見込まれる政策等の効果を基礎に、政策等の採択や実施の可否の検討及び複数の代替案の中から適切な政策等の選択をする際の情報を提供することを目的とする。

2 事前評価の対象

ア 事前評価の対象は事業とする。ただし、事業のうち、公共事業箇所に係る事業等の実施計画で定めるもの以外については、目的設定により事前評価に代えることができる。

イ 対象とする事業の範囲については、当該事業の与える影響の程度、評価に要する費用等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第6 中間評価に関する基本的な事項

1 中間評価の目的

中間評価は、政策等の見直し・改善を図り、より質の高い政策等を推進するための情報を提供することを目的とする。

2 中間評価の対象

ア 中間評価の対象は、政策、施策及び事業とする。

イ 実施対象となる政策、施策及び事業の範囲については、当該政策等の与える影響の程度、評価に要する費用、評価結果のもたらす効果等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第7 事後評価に関する基本的な事項

1 事後評価の目的

事後評価は、類似事業の企画立案や政策等の効果の発現状況に応じた政策等の適切な推進手法を選択するための情報を提供することを目的とする。

2 事後評価の対象

ア 事後評価の対象は、事業とする。

イ 対象となる事業の範囲については、評価に要する費用、評価結果のもたらす効果等を勘案の上、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第8 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項

1 目的設定の実施時期

第4の2に規定する事業を対象に実施する目的設定は、事業を決定する前の適切な時期に行うものとし、具体的実施時期については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

2 事前評価の実施時期

第5の2に規定する事業を対象に実施する事前評価は、事業を決定する前の適切な時期に行うものとし、具体的実施時期については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

3 中間評価の実施時期

第6の2に規定する政策等を対象に実施する中間評価は、政策等の評価結果等を次の政策等の企画立案に反映することが可能となる適切な時期に行うものとし、具体的実施時期については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

4 事後評価の実施時期

第7の2に規定する事業を対象に実施する事後評価は、事業が終了した後の適切な時期に行うものとし、具体的実施時期、評価実施期間については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第9 政策等の評価結果の政策等への反映に関する基本的な事項

1 評価結果の反映の仕組みの整備

実施機関は、政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みを整備するものとし、その内容は実施計画において定めるものとする。

2 反映状況の把握等

ア 実施機関は、政策等の評価を実施したときは、評価結果の政策等への反映状況を把握し、これを取りまとめた書面を作成するものとする。

イ 反映状況の具体的な内容については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

第 1 0 政策等の評価結果等の公表に関する基本的な事項

1 公表の方法等

- ア 政策等の評価結果等の公表は、条例の目的の一つである県民に対する県の説明責任を果たすことに資するものであることから、公表に当たっては、県民の視点に立った適切な手法を用いて行うものとする。
- イ 公表に当たっては、秋田県情報公開条例（昭和 6 2 年秋田県条例第 3 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の関係規定を遵守し、適切に対応するものとする。
- ウ 実施機関は、県政情報資料室及び地域振興局での閲覧、秋田県公式ウェブサイト及び県広報への掲載など、県民が政策等の評価に関する情報を容易に入手できる方法を用いて、わかりやすい形式で公表するものとする。
- エ 公表の手段、場所、時期、県民意見の提出先等については、県民の利便性を確保する観点から、実施機関があらかじめ相互に協議し、統一的に対応するものとする。
- オ 条例第 6 条第 2 項に規定する評価調書の公表に当たっては、評価調書とともに、政策等の評価の対象や結果等を取りまとめた要旨を公表するものとする。

2 公表の時期

- ア 実施機関は、毎年度、当該年度の実施計画を定め、遅滞なくこれを公表するものとする。
- イ 実施機関は、政策評価、施策評価及び事業評価を実施し評価調書を作成したとき並びに目的設定表を作成したときは、その都度、遅滞なくこれを公表するものとする。
- ウ 条例第 8 条の規定による報告書は、議会に提出した後、速やかにこれを公表するものとする。

第 1 1 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

1 秋田県政策評価委員会の所掌事務

条例第 1 0 条第 2 項に規定する政策等の評価に関する事項とは、実施機関が行った評価結果の妥当性の点検及び評価制度に関する事項をいうものとする。

2 専門委員会の所掌事項

ア 条例第 1 4 条第 1 項第 1 号に規定する公共事業評価専門委員会の所掌事項は、知事が実施計画において公共事業箇所評価の対象に定める事業

の評価にすることとする。

イ 条例第14条第1項第2号に規定する研究評価専門委員会の所掌事項は、知事が実施計画において研究評価の対象に定める事業の評価にすることとする。

3 諮問事項

秋田県政策評価委員会に諮問する事項については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

4 諮問に係る相互協議

実施機関は、秋田県政策評価委員会に諮問しようとするときは、諮問の時期、諮問事項等についてあらかじめ相互に協議し、統一的に対応するものとする。

5 諮問事項に関する資料の事前送付

実施期間は、秋田県政策評価委員会に諮問しようとするときは、委員会の開催前に、諮問事項に関する資料をあらかじめ送付するものとする。

第12 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項

1 政策等の評価の実施方法

政策等の評価の実施方法は、第1の3に規定する評価の種類ごとに実施機関が実施計画において定めるものとする。

2 県民の意見を取り入れた評価の実施

ア 条例第3条第3項に規定する県民の意見を取り入れた評価の実施方法については、実施機関が実施計画において定めるものとする。

イ 県民意見の把握方法については、評価の対象に応じた適切な方法によるものとし、具体的な方法は、実施機関が実施計画において定めるものとする。

3 政策等の評価結果の活用

ア 条例第7条に基づく評価結果の活用については、知事は、評価に関する情報を重要な参考資料として位置付け、適切な活用を図るものとする。

イ 実施機関は、評価結果を有効に活用するよう努めるものとする。

4 評価結果等の情報の提供

実施機関は、県の総合計画の策定等のため知事から政策等の評価に関する情報の提供を求められたときは、これに応じるものとする。

5 議会への報告

条例第8条の規定に基づく県議会への報告に関することについては、次により取り扱うものとする。

(1) 報告書の内容

ア 報告書には、当該年度に実施した評価の対象、時期、観点及び評価

結果等を取りまとめた政策等の評価の実施状況並びにそれぞれの評価結果の政策等への反映状況等を記載するものとする。

イ 条例第 8 条に規定する報告書の様式は、知事が実施計画において定めるものとする。

(2) 報告書の作成及び提出

実施機関は、知事が実施計画に定める期日までに報告書を作成し、知事に送付するものとする。

(3) 報告書の議会への提出

知事は、実施機関が作成した報告書を取りまとめ、政策等の評価を実施した年度の県議会 9 月議会時まで、これを提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本方針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基本方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この基本方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この基本方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年度
知事が行う政策等の評価に関する実施計画

令和8年4月

担当 秋田県政策企画部総合政策課 計画・評価チーム

TEL 018(860)1217